

議会議員政治倫理審査会（第3回）

日 時 令和6年2月6日（火）
午前9時30分

場 所 府中町議会議事堂 第1委員会室

議 事 日 程

1. 審査会が出席を求める者に対する意見等の聴取（1）
2. 審査会が出席を求める者に対する意見等の聴取（2）

○府中町議会事務局規程（抄）

昭和50年3月29日議会事務局告示第1号

（趣旨）

第1条 この規程は、府中町議会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び分掌事務等について必要な事項を定める。

（職員）

第2条 事務局に次の職員を置く。

事務局長

次長（必要に応じ置く）

課長補佐

主査

主任主事（必要に応じ置く）

主事

第3条 削除

（職務権限）

第4条 事務局長は、議長の命を受け議会の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 次長は上司の命を受け、議会の事務を掌理する。

3 課長補佐は上司の命を受け、命じられ事務を掌理する。

4 主査は上司の命を受け担当事務を掌理する。

5 主任主事は上司の命を受け、命ぜられた事務を掌る。

6 主事は上司の命を受け、事務に従事する。

「議員必携」 全国町村議会議長会〔編〕（抄・一部改編）

第1編 議会と議員 第1章 議会の組織 三 議長及び副議長

3 議長の権限

議長は、議会の代表者及び事務統理者としての立場と、会議の主催者としての立場があり、権限もこの2つの立場に分けて考えることができる。

(1) 会議主宰権に関するもの

① 議場の秩序保持権

議場を混乱させることなく、議事を円滑に運営するよう配慮することが議長の職責である。このため、秩序を保持する上に必要な措置をとる権限が与えられている。もしも、秩序を乱す議員があるときは、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときはその日の会議が終わるまで発言を禁止し、又は議場外に退去させることができる（地方自治法第129条第1項）

また、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会議を閉じ、又は中止することができる。（地方自治法第129条第2項）

また、会議の傍聴に関しては、議長は傍聴規則を定めなければならない。（地方自治法第129条第3項）

② 議事整理権

議会の招集は町村長の権限であるが、招集後の議会の運営は、すべて議長が主宰する。このため、議事を進めるために必要な措置をとる権限を議長に与えている。その主なものは、次のとおりである。

ア 議会の開閉並びに開議、散会、延会、中止及び休憩の宣告

イ 議員の出席催告

ウ 議席の指定及び変更

エ 会議時間の変更、延会

オ 動議が競合した場合の表決順序の決定

カ 議事日程の作成、変更、追加

キ 秘密会の発議

ク 発言の許可及び発言時間の制限

ケ 登壇の許可

③ 議会の事務の統理権〔以下略〕

第1編 議会と議員 第2章 議会の権限 八 自律権

自律権とは、議会が国や県の機関やその町村の執行機関からなんらの干渉や関与を受けないで、自らを規律する権限である。現行地方自治制度においては、国や県等の関与は、可能な限り排除されており、自律権は、最大限に尊重されているといえる。この自律権には、(1) 規則の制定、(2) 議会の開閉及び会期の決定、(3) 規律の維持、(4) 懲罰、(5) 議員の資格決定等があげられる。

(1) 規則の制定

議会の会議が、合理的でしかも能率的に円滑に運営されなければならないのは、当然である。議会の会議運営については、基本的に会議原則があり、地方自治法の中にもそれを含めて会議運営の基本となる事項が規定されている。しかし、それだけでは十分でないので、法第120条は、「議会は、会議規則を定めなければならない」と規定し、同第134条第2項は、「懲罰に関し、必要な事項は、会議規則中にこれを定めなければならない」と規定している。

この会議規則は、会議運営のルールであって、議会内部の自主法規であるから、議会の議決を経て定められ、これに違反する議員に対しては、議長が制止や発言取消命令等の秩序保持の措置をとったり、議会の制裁としての懲罰を課することができる。（以下略）

(2) 議会の開閉及び会期の決定（略）

(3) 規律の維持

議会の秩序を維持し、会議を円滑に進行させることは、議長の責務であり、また、町村長等の説明員や傍聴人が議場の秩序維持に協力するのは当然のことである。このため、地方自治法は、議場の秩序保持のための権限を議長に与えている。（法第104条）（中略）

「規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いずに会議に諮って決める」（標準109）と規定して、地方自治法及び標準町村会議規則に定めるほか、何が議会の規律であるかの判断を議長の判断に任せている。

この議会の規律に服するのは、議員、町村長、その他執行機関及び補助職員である。（以下略）

・ 758 ページ

○ 議会の運営と先例の意味・解釈

問題 地方議会は先例により運営されていることが多いが、そもそも先例に法的根拠はあるのか。また、全国共通のものはあるのか。

決定 先例とは、当該議会の慣行を議会運営の規範として当該議会が認知したものを指しているが、地方議会における先例は、議会運営に関する法令（地方自治法、委員会条例、会議規則等）に根拠規定があるものではない。したがって、先例は、以上の法令に違反しない範囲で当該議会の自律権に基づく慣行と解されており、内容、形式、効力等は各議会で自主的に決定されるものであり、全国共通の先例はない。

○ 先例の解釈権

問題 先例を解釈するにあたって誰が解釈権を有するか。

決定 先例や申し合わせは法律ではないので規定は存在しないが、一般的には議長が解釈権を有し疑義があるときは議会によって協議し決定することとなると解する。

・ 1174 ページ

○ 議長の会議規則の解釈と議会運営委員会への諮問

問題 議長は会議規則の解釈を議会運営委員会に諮問できるか。

決定 会議規則の解釈は、議会運営の責任者である議長が行うが、新たな事態が生じた場合、議会運営委員会に解釈を諮問することは可能である。

★20240123 審査会へ 田中説明 (2024年1月17日提出)

田中伸武



●はじめに

1、審査に当たり「事実認定の手順」を明確にするよう求める。録音データ（一部を切り取ることなく提出を）や、第三者の証言、聞き取りなどの必要性。

2、審査委員の「第三者性」を図るよう求める。とくに今回は、審査請求議員9人のうち8人が審査委員という偏った構成であり、パワハラ対象の事務局員が審査委員会の事務局を務める。「識見を有する者」（条例6条4項）も選定されていない。

●審査請求書について

・別紙1

1～3 行目「田中議員は…自らの主張に不都合な法や…遵守しないよう…要求し…強要又はパワー・ハラスメントを行った疑い」とあるが、法を守らないよう田中が求めたことはない。法や会議規則に反した動議や議事運営を以て、議員提案や発言を封じることのないよう求めている。議会を町民に近づける様々な改善提案は強要ではない。

	期数	審査員 (議運)	審査 請求者
梶川三樹夫	⑥議長		
西友幸	④委員	○	
木田圭司	⑥	○	○
山口晃司	④	○	○
益田芳子	④	○	○
力山彰	③	○	○
橋井肇	②		○
二見伸吾	②	○	○
西山優	②	○	○
児玉利典	②	○	○
田中伸武	新人		
寺尾光司	新人		
狩野雄二	新人		
川上翔一郎	新人	○	○
齋藤昇	新人		
坂田栄一	新人		
三宅健治	新人		
宮本彰	新人		

参考1 町議会としての対応

1、「令和2年11月10日 議長室、…田中議員は議会事務局職員に謝罪した」（※別紙2の3Pにも）について。

言葉遣いできつい点があったことを謝った。「内容については別問題ですよ」と述べた。

2、「令和2年12月9日 議会運営委員会…委員会冒頭に…『確認があった』（※別紙2の5Pにも）について。

実際は、議運委員長が「委員長として確認する」と文章を朗読したもので、委員会全体としての確認、表決等はなかった。委員長は「文章は私が書いたものではない」とした。

3、「令和3年1月21日 議会運営委員会…政治倫理条例に、不当要求及びハラスメントの行為を含む、とする申し合わせ案を可決する」について。

実際は賛否の表決は行われていない。反対があったにも係わらず議長が簡易採決した。

4、「令和3年2月19日 全員協議会…上記3.の申し合わせについて決定…同年5月31日の同

委員会において…地方自治法や会議規則に反する運営はなかった、と結論した」について。

全協は怒号の中の決定宣言だった。議運は法令チェックなしの多数決だった。この全協以前は、「不当要求」「ハラスメント」は政倫審条例の適用外である。

◆これもパワハラなら…

議会事務局員が露骨を示したため、田中が自主勉強会として開いた県政倫審会の事務局、議員が作成資料など、11議員が出席（2人欠席）し、資料は出席議員の全議員に配布された。

・参考2（別紙3） 初当選議員間のLINEやりとりについて。

事務局の意に反して田中らが自主勉強会を開催したことはパワハラに当たらないという書き込み。議員同士の私的通信は事務局員とは無関係。

◎ 請求議員代表者・二見議員の1月9日審査会説明

「12月25日に長時間圧力」などについて

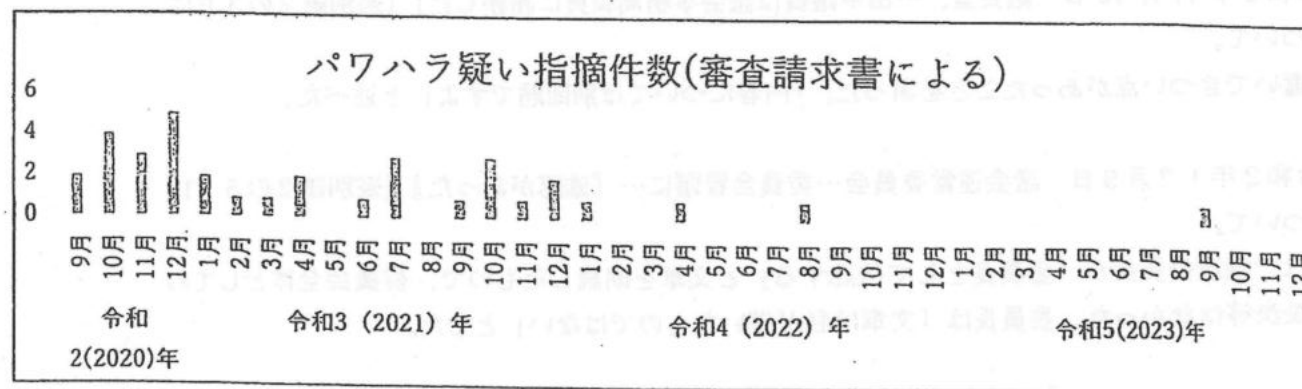
事実誤認と曲解などがあった。

◎別紙2

1～14ページ「概要」について

田中が求める議会運営の透明化や議論の活性化、迅速な議会対応などの提案が、事務局に対する不当要求・過大要求扱いされている。改革・改善の提案は当初無理に見えても議員と職員の論議の中から道が開ける例は多く、そうした職員の力を信じて粘り強く話す田中の提案が「概要」に記されている。議題外しや発言封じなどの議事進行に田中が抗議したり防御したりした様子も記されている。

厳しいやりとりや言葉づかいはあるが、厚労省定義の3要素や具体事例に該当するほどのパワハラ行為はない。



「概要」35項目のほとんどが3～4年前の出来事である。ハラスメント被害は、町の総務課長を窓口とする相談申出ができ、ハラスメント苦情・相談処理委員会（県の人事委員会への申出も可）が対応措置する。それらがされた報告がない。

▽個別「概要」に対する説明は次の通り。

令和3年第2回府中町議会全員協議会

会 議 録 (抄)

1. 開 会 年 月 日 令和3年2月19日 (金)

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂 本会議場

3. 開 議 年 月 日 令和3年2月19日 (金)

(略)

~~~~~〇~~~~~

○議長 (益田芳子君) (中略)

それでは、詳細について説明をお願いします。

議会運営委員会、梶川委員長。

○議会運営委員長 (梶川三樹夫君) それでは資料を御覧ください。「府中町議会議員政治倫理条例」に規定する政治倫理基準の適用についてということで、これを申し合わせに加えることについて、議会運営委員会で検討いたしました。

府中町議会議員政治倫理条例第3条に規定する、議員が遵守しなければならない政治倫理基準には次に規定する行為を含む。

1. 府中町不当要求行為等対策要綱第2条に規定する行為。

2. 府中町職員のハラスメントの防止等に関する要綱第2条第5号に規定する問題を発生させる行為、ということです。

次の2ページには、政治倫理条例の第3条が示してあります。議員は次に上げる政治倫理基準を順守しなければならないと規定され、これに第6号まで例が示してあります。

次の3ページと4ページが、不当要求行為等対策要綱の引用部分が示してあります。ここは不当要求行為等とは何か、また要綱中の言葉がそれぞれ何を示しているのかをきちんと規定する必要から、このように長くなっています。

続いて、5ページはハラスメント防止等に関する要綱です。第2条に定義規定があり、第5号にハラスメントに起因する問題が規定してあります。

これらの要綱は、合同訓令であり、町長部局だけでなく、議会も対象となっております。

今回提出された申し合わせ案は、議員の皆さんは現在でも当然こういった行為をし

てはいませんが、もしこれらの行為があったときは、議会は自ら自律権を発動させるべきですので、要綱とは別に政治倫理基準を適用することを申し合わせることによって、こういったことが起こらないようにすることを目的とするものです。

なお、委員会の議論の中で、条例改正を行うべきというお話もありましたが、現在の規定でも当然してはいけないことでもあり、個別具体の禁止事項を条例に記載するより、倫理基準を守る対象である議員が申し合わせで確認するのが適当ということになっております。

説明は以上でございます。

(以下略)



令和3年第6回府中町議会定例会

会 議 録（第2号）（抄）

1. 開 会 年 月 日                    令和3年12月17日（金）

2. 招 集 の 場 所                    府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日                    令和3年12月20日（月）

（略）

~~~~~〇~~~~~

○副議長（西山 優君） 引き続き、一般質問を行います。

続いて、総務文教関係第5項、町職員のメンタルヘルス対策について、6番田中議員の質問を行います。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 田中伸武です。

町の職員のメンタルヘルスの対策についてお尋ねであります。

精神疾患などで休職する自治体職員が増えているとして、総務省が全国の47都道府県と、1,700余りの全市区町村を対象にメンタルヘルス、つまりは心の健康に関する初めての大規模調査に乗り出したということであります。そういうニュースを幾つかの新聞でこの夏紹介されておったわけですが、我が府中町の実情はいかがでありますでしょうか。この問題をどう受け止めて対策に取り組んでおられるのかをお伺いいたします。

メンタルヘルスの問題は、もちろん自治体に限らず民間でも同じであります。つい先日も大阪でメンタルクリニックの放火事件がありましたけども、あそこでは、リワークプログラムという職場復帰の取組がかなり実績を上げて盛んに行われていたと、多くの人に参加していたとも報じられております。

また、都会に限らずどんな職場でも、公務員も民間労働者も一人一人が生き生きと伸び伸びと働ける環境があってほしいものであります。そして、公務員は、私たち特別職も含め、一般職も特別職も含め、共に頑張って全体の奉仕者の務めを果たしたいと思う次第であります。

そこで、第1の質問は、メンタルの不調によって病気休暇を取得したり、あるいは休職したりと、これを休務、務めを休むと書く休務と言うそうなんですけども、これが人

数が何人おられるのか、せんだっての総務省の調査への回答を基にした数ということになると思いますけども、教えていただきたいと思います。その数の増減の傾向、あるいはほかの都市との比較等があれば教えていただきたいと思います。

それから、休務に至らないまでも、その相談を受けた、医務室等が相談を受けた数や傾向、あるいはそこに至る原因にもなりかねないハラスメントとか職場での不当要求とか、そういった報告例はあるのでしょうか、いかがでしょうかお尋ねします。

先ほども西議員も一般質問されておりましたけども、コロナで仕事の変化があって、そうした中で、心の変調とか身体の変調がなければいいがという心配がありましたけども、今回は、基本的にはちょっとその前の段階のデータということになりますけれども、そういった影響もあるのかどうか、お尋ねいたします。

それから、質問の第3は、そうした休務、休みからの復帰あるいは再びまた休むに至ると、そういう例がどうあるのかもお尋ねであります。

それから、質問の第4は、こうした問題を把握する窓口とか、あるいは相談体制がどうなっているのかと、未然に防ぐ取組についてお尋ねいたします。職員組合の要求とか、あるいは連携とかそういったこともあるかと思いますが、いかがでございましょうか。

質問の第5は、直接こうした休務とは関係はありませんけれども、不祥事の対応等防止についてであります。近年、飲酒運転や暴力行為などの新聞報道があり、町民の目につくわけであります。府中町がとりわけ多いことはないはずでありますけれども、公務員は民間より厳しい目でつい見られてしまいます。本当にその点では何か不公平な感じもするわけでありますけども、公務員の責任ということだろうと思います。メンタルが原因とは言えないケースも多いはずでしょうけども、これらの事例にどう対応し、防止策を講じたのか、お尋ねいたします。

質問の第6は、メンタルの問題、こうしたものに取り組む町の姿勢をお伺いしたいと思います。これは最後に、また改めて副町長や町長にお答えいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○副議長（西山 優君） 答弁。

（以下略）

広町議第30号
令和3年8月27日

各 町 議 会 議 長 様

広島県町議会議長会
会長 桑原 公治
(公印省略)

議会運営アドバイザーの派遣について

この度、本会で委嘱している議会運営アドバイザーについて、各町議会で個々に行う研修活動等の際、研修講師として派遣を行う事業を実施することといたしました。派遣にあたっての概要は下記のとおりですが、詳細については各町議会の実情に合わせて調整しながら進める予定としております。

各町議会議員の資質向上や充実強化の一助としてご活用いただければ幸いです。

なお、初回の試みとして、神石高原町にて本年10月頃の開催を目途として準備を進めておりますことを申し添えます。

- 1 開催方法
各町議会で開催する議員研修時に、議会運営アドバイザーの派遣を行う。
- 2 対象者
概ね1期及び2期目の町議会議員を主体とする。
- 3 テーマ
各町の要望により、各回ごとに調整しながら決定します。
- 4 費用負担等
旅費、資料等は本会にて準備しますが、会場手配のみ各町議会にてお願いします。
- 5 その他
ご希望、相談等ありましたら、お気軽にご相談ください。



府議発 第 73 号
令和 3 年 1 2 月 2 8 日

議 員 各 位

府中町議会議長 益 田 芳 子

議員研修会の開催について（通知）

このことについて、下記のとおり研修会（講演会）を実施しますので、出席してください。

なお、この研修は、広島県町議会議長会から議会運営アドバイザー派遣を受けて行うため、同会の規定により 1 期及び 2 期議員を対象としています。

記

日 時 令和 4 年 1 月 2 7 日（梅）午前 9 時 3 0 分～

場 所 府中町議会議事堂第 1 委員会室

講演内容 議会のインターネット配信について

以上

令和4年1月5日

田中議員

これが規定じゃなんておかしいじゃない。概要についてはこうですって書いてあるだけで。単なるレジュメであり、目安であり、概要じゃん。ちょっとまじな、なんでこんな規定じゃ規定じゃこたわるん。同会の規定によりいうのは、むしろ、同会の、なに？規定じゃないじゃない。同会の何？まあ、要請というか、目安みたいなもんじゃん。それにしても概ねとか（聴取不能）

規定いうのははっきりこうでありますとか、さっき言うたように、会の規定があるなら事務局に置くとかやねえ、こう、次の事業を行うとかこうであるとか、そういうのがはっきりした規定でしょ。何かひとつのイベントに対してもう、会の規定って言うたら、会としたらこうあるべきだし、こういう約束事がなければメンバーが怒るじゃろうけえ（聴取不能）そういうのが会の規定ですよ。同会の。議長会の規定ということですね。これは全然会の規定じゃなくて、会が行う派遣アドバイザーの誰が来る説明をしとる文であって。

僕ちょっと説明、もう、こんな基本的なことを読み取るだけのことだけでも、（聴取不能）ほいで、あれ来るのは、どうせあれでしょ。あれ言うたらいけん、ええと、（個人名）さん。

事務局員

はい。

田中議員

じゃない、（個人名）さん、うん、あそこアドバイザー言うて（個人名）さん以外におらんか。

事務局員

（個人名）さんだけです。

田中議員

おかしいの。派遣アドバイザー派遣規定みたいなのあるんならだけど、全然違うじゃない、会に。ほいでこれ、なんで1期2期が対象になってる。これは県だから何であつても（聴取不能）

事務局員

期でしょう。

田中議員

むしろベテランの方が相手に疎いとか、若手の方が、今の（個人名）君やらね、そういうこと考えたら、テーマによってはむしろ期を重ねとる人に来てもらった方がええケースもあると思いますね。

事務局員

まあ、ここ概ねと書いてあるんで、私としても基本的に来てもらえんかなと思つとったんですが、駄目と。

田中議員

駄目言うのは。

事務局員

1期2期にしてくださいと言われたんで。

田中議員

そうなん。

事務局員

ええ。

田中議員

3期4期というのはあんまり居らんのじゃろ。

事務局員

もうこれで会長にも話を通しとるんで、これにしてくださいと言われたんで、ああ、それだったらこういうことですか、という話になりました。

田中議員

おかしい。まあ、いずれにしてもそりゃあ、なんか硬直化した議長会の問題じゃけども、いずれにしても決して規定じゃない。僕はびっくりした。こんな規定があるんか。

事務局員

規定。

田中議員

じゃけえ規定じゃない。会の規定ではない。

事務局員

でも会の定める、決まり事じゃけ、機関の規定…

田中議員

会が定めた決まり事ではない。会が定めた派遣アドバイザーの概略。これ会の規定というのは別にあるんじゃない、ひょっとしたら。今度聞いてみよう。

これじゃけ（聴取不能）っていうわけ？（聴取不能）

いずれにしても、これが規定じゃと言い張ったら僕、（事務局員姓）さんの頭脳構造を疑う。

事務局員

侮辱してます？

田中議員

え？

事務局員

侮辱してます？

田中議員

いやじゃけえ僕は、これを規定じゃと言い張るなら、（事務局員姓）さんの頭脳構造を疑

う。

事務局員

侮辱してます？

田中議員

え？

事務局員

侮辱してますかって、私の…

田中議員

僕に何が言いたいん。

事務局員

侮辱してますかって聞いているんですよ。

田中議員

何を言iyorん。

事務局員

いや、…

田中議員

人を侮辱しちゃいけません。

事務局員

そうですね。

田中議員

何を侮辱するんですかいうて人を侮辱するんですか。

事務局員

それ意味が分からないんですが。

田中議員

意味が分からんのはこっちよね。何をこれを規定じゃ言うて。人を馬鹿にしとんかいう感じよね。

事務局職員

頭脳構造を疑う言われた方が侮辱されとるんじゃないですか？

田中議員

何を言iyorんですか。

事務局員

私はそんなことをあなたに言いましたか？

田中議員

あなたがこれが規定だって言い張るから、これはおかしいでしょって言ってる。あなたの頭脳構造もしくはあなたが意地悪しとるんかと思う。

事務局員

意地悪しとるわけじゃないじゃないですか。なんで意地悪しとると思うんですか。

田中議員

だからその、おかしいじゃない、規定じゃないものを規定じゃって言い張りよることは。

事務局員

だから、これは規定されとるもんじゃないですか。会が規定…

田中議員

僕が言ってるのは、規定されとるかどうかな。ごまかしちゃいけん、これが規定ではないでしょって言ってる。

事務局員

名詞として規定と言っとるわけじゃないじゃないですか。さっきから言っているように、決まり事って言っとるじゃないですか。

田中議員

だから「同会の規定により」というて書いとるから、規定じゃないでしょ言うのにあなたはこれは。

事務局員

さっき国語辞典でも調べたじゃないですか。国語辞典でも決まり事って書いてあったじゃないですか。この漢字で。

田中議員

そうよ。

事務局員

そうよって。

田中議員

だからこれ読んで。会の規定なの。

事務局員

はい。

田中議員

だから何回も言う。会の規定じゃないじゃない。会の規定いうのはたぶん別にあるんじゃないの。

事務局員

それはこれです。

田中議員

だから議会アドバイザー派遣についての概略じゃいうて書いてあるじゃない。議会アドバイザーについての決まり事なんて書いてない。ゆるゆるしとるじゃないねこれ（聴取不能）とか、お願いしますとか。なんでこれが規定になる。決まり事になるわけ？

しかも会の決まり事でしょ。

事務局員

意味が分からないんですがね。

田中議員

だから派遣アドバイザーについての決まり事、決まり事というか、派遣アドバイザーについての、まあ要綱みたいなもんじゃない。要綱というか概略をね。

事務局員

要綱って言ってるじゃないですか今。派遣アドバイザーについての要綱ですよ。

田中議員

だから、会の規定、会の要綱じゃないでしょう。

事務局員

会が派遣アドバイザーを規定しとるんですよ。

田中議員

会が派遣アドバイザーをやるかもしれんけれども、ほかの事業もいろいろやるでしょう。多分。これは会の事業の規定じゃなくて、会の派遣アドバイザーについての要綱であって。いいし。

いや、こんなことでなんで論争せにゃいけんわけ？

事務局員

いやいや、論争なんて私もしたくないんですよ。

田中議員

だったら規定、なんで規定じゃ規定じゃって言い張るわけ？

事務局員

いや、規定だからとしか言いようがないじゃないですか。

田中議員

このどこに規定じゃって書いてあるん。決まり事だって書いてあるん。

事務局員

じゃ、なんて書いたらよかったんですか。

田中議員

いや、ここは派遣の事業を実施することで派遣にあたっての概要を下記のとおりと書いてある。概要を示した一種の企画書というかレジュメみたいなものでしょ。

事務局員

一種の企画書かレジュメのようなものにより、企画するものですって書くんですか。私の通知は。じゃないでしょう？

田中議員

いや、僕が言ってるのはそうでしょって言ってる。なんでそんな人の質問に反問で答えるわけ。じゃあわしがどう言えばよかったん。あなたはいつもそういう聞き方なんだ。じゃあどう聞けばよかったんですかいうて聞く。じゃあ僕がどう言えばよかったんですか。

事務局員

どういえばよかったなんて知りません。

田中議員

じゃあなんで（聴取不能）。

事務局員

あなたが聞いているんです。

田中議員

だから僕が聞いているのは規定じゃないでしょって言ってる。

事務局員

聞かれとるから答えとるじゃないですか。規定ですって言っとるじゃないですか。

田中議員

だからどこの（聴取不能）が、会の規定じゃないでしょ。

事務局員

会の規定じゃないですか。

田中議員

派遣アドバイザーの。会の規定というのは会の決まり事でしょ。会自体の。

事務局員

会がやる事業の決まり事じゃないですか。

田中議員

それご覧。会自体の決まり事じゃない、会がやる事業についての概要でしょ。会の決まり事じゃないでしょって言ってる。

事務局員

だから会の決まり事じゃないですか。

田中議員

違うでしょ。会全体の決まり事じゃないでしょ。

事務局員

誰も会全体の決まり事なんて言ってないでしょう。

田中議員

いやいや、同会の規定、同会の決まり事じゃないでしょう。

事務局員

じゃ、同課の決まり事じゃなかったらなんで（聴取不能）。

田中議員

同会の決まり事じゃない、同会の、議会のアドバイザーの派遣（聴取不能）。

事務局員

ですから同会が決めとるんじゃないですか。

...

（定義）

第2条 この要綱において、「不当要求行為等」とは、次に掲げる行為をいう。

- （1） 不当な手段により、町及び町の職員に対し違法又は不適正な行為を要求すること。
- （2） 社会的常識を逸脱した手段により、町の適正な業務の遂行に著しい支障又は職員の対応が困難となる状況を生じさせること。

2・3（略）

4 この要綱において、「社会的常識を逸脱した手段」とは、次に掲げる行為を日常的又は継続的に反復することをいう。

- （1） 客観的に対応又は回答することが困難な質問、要求又は意見の提示を求める行為
- （2） 法的に正当でない要求又は法的に正当であってもその内容が過剰である要求をする行為
- （3） 制度的に確定している事項に対し、要求及び抗議する行為
- （4） 町が当事者となり得ない事項に対し、質問及び要求する行為
- （5） 職務との関係を装い職員につきまとう行為

（職員の責務）

第5条 職員は、不当要求行為等を防止し、公正かつ円滑な町の業務の執行を推進するため、職務の遂行に当たっては、町民等に対し、常に業務内容の説明ができるよう整理しておかなければならない。

2 職員は、不当要求行為等があった場合は、これを拒否するなど毅然とした対応をしなければならない。

3 職員は、不当要求行為等があった場合は、直ちに所属の上司及び対応責任者に報告しなければならない。ただし、当該不当要求行為等が、自己又は関係職員の身体等に対する急迫な違法手段による場合には、直ちに警察への緊急通報を行うなど、適切な措置を講じた後に報告するものとする。

4 職員は、不当要求行為等があった場合又はそのおそれがある場合において、上司及び対応責任者への報告を行うことが困難であるときは、自らが総務企画部総務課（以下「総務課」という。）に対して相談又は協議することができるものとする。

5 前2項の規定は、自己以外の職員が不当要求行為等を受けていることを認知した職員についても、適用する。

より開かれた議長選びへ
正副議長立候補制と所信表明会について（メモ）

20200923 田中記

◆議会改革の一環

政策や人事に関する同志集めは、議員の自由な活動である。しかし議場で所信表明も何もない選挙だと、町民に「密室談合」の印象を与える。議会改革の全国的潮流にもそぐわない。

◆規則など改正は不要

所信表明は、本会議を休会（もしくは全員協議会を開催）する中で行う。本会議の中で実施することも可能だろうが、上程された議題ではなく、自由な発言を促すため休会する。

休会中の任意の申し合わせ行為なら、条例も規則も変更する必要はないのではないか。

◆退任、就任あいさつ

任意の申し合わせ行為としては、これまでも、改選後初の臨時会では各議員の自己紹介が開会前に行われ、任期最後の議会では、閉会直後に引退表明議員のあいさつが行われる。

いずれも議場で開き、事実上の議事として傍聴者にもオープンになっている。自己紹介は議事録にも記載されている。

◆議事進行の方法

- 1、臨時議長が開会を宣言し、議長選を議題とした後、休会
- 2、休会のまま、もしくは全員協議会を開催
- 3、議長希望者が1人5分ずつ所信を表明
- 4、議長が本会議を再開し、投票へ

◆権限は議長

- ・議員には発言自由の原則
- ・臨時議長は年長議員が務める（地方自治法107条）
- ・臨時であっても議長には議事整理権（地方自治法104条）
- ・全員協議会の招集権限は議長（会議規則103条）

◆その他

あらかじめ全員の了解を得て、任意の申し合わせとする。
予定者は5分程度のスピーチを準備する。

◆所信表明の内容

公平公正な議事運営、倫理条例などのルール順守、議会代表者としての決意、議会改革の方針、町民への公開、透明性の向上、執行部との関係、定数・報酬の考え方など

府中町議会 議員のみなさま

正副議長選挙にあたり
立候補制と所信表明会の実施を（提案）

改選後初の10月の臨時会で行われる正副議長選挙が、町民にも分かりやすい、よりオープンな形で行われるよう、立候補制と所信表明会の実施を呼びかけます。

これまでの慣例では、正副議長選は一定の同志たちによる事前の声掛けなどで投票対象者が定まり、選挙で決着することが多いようです。

これでは投票対象者がどんな理念や所信、議会運営の方針をお持ちなのか不透明なまま選出に至る恐れがあります。特に新人議員は人事に関する十分な情報を持ち合わせていません。いきなりの投票では責任を持って判断しにくい立場です。今回は新人が8人もおり、不十分な判断が結果に影響することにもなりかねません。

そこでこの際、既に県内外の多数の議会では実施されている立候補制を実施してはいかがでしょうか。議長希望者がどんな思いでどんな議会運営をめざすのか。新人議員としてはその所信を判断材料にしたいところです。町民に対しても表明いただくことができれば、議会への信頼感は、より高まることでしょう。

町民に開かれた、よりオープンな議会となるためにも、今回の臨時会で立候補を受け付け、所信表明会を開いた上で正副議長選挙が行われるよう訴えます。

新人にとって任期前の意見提出は差し出がましいことですが、その新人に対して任期前から既に働きかけが行われているため、提案する次第です。

令和2年9月



府中町議会 議員のみなさま

正副議長選挙にあたり
立候補制と所信表明会の実施を（提案）

改選後初の10月の臨時会で行われる正副議長選挙が、町民にも分かりやすい、よりオープンな形で行われるよう、立候補制と所信表明会の実施を呼びかけます。

これまでの慣例では、正副議長選は一定の同志たちによる事前の声掛けなどで投票対象者が定まり、選挙で決着することが多いようです。

これでは投票対象者がどんな理念や所信、議会運営の方針をお持ちなのか不透明なまま選出に至る恐れがあります。特に新人議員は人事に関する十分な情報を持ち合わせていません。いきなりの投票では責任を持って判断しにくい立場です。今回は新人が8人もおり、不十分な判断が結果に影響することにもなりかねません。

そこでこの際、既に県内外の多数の議会で実施されている立候補制を実施してはいかがでしょうか。議長希望者がどんな思いでどんな議会運営をめざすのか。新人議員としてはその所信を判断材料にしたいところです。町民に対しても表明いただくことができれば、議会への信頼感は、より高まることでしょう。

町民に開かれた、よりオープンな議会となるためにも、今回の臨時会で立候補を受け付け、所信表明会を開いた上で正副議長選挙が行われるよう訴えます。

新人にとって任期前の意見提出は差し出がましいことですが、その新人に対して任期前から既に働きかけが行われているため、提案する次第です。

令和2年9月

田中伸武 府中町議会議員

正副議長選挙にかかわる所信表明会
実施要項（案）

1 開催年月日

臨時会開催日

2 開催場所

議場（もしくは全員協議会室）

3 所信表明会の趣旨

所信表明会は、議会を代表する正副議長の選出を、よりオープンにして議員の投票判断に資するとともに、町民に開かれた議会を身を以て示すものとする。

正副議長への就任を希望するものは、自らの政治姿勢や議会運営の方針を示すため、所信表明に努める。所信表明をしない議員への投票も認められる。

4 所信表明の方法

- (1) 正副議長への就任を希望し、所信表明する議員は、臨時会開催前に議会事務局に申し出て議事運営に協力する。
- (2) 議長（臨時）は、選挙を議題とし投票する前に本会議を休会させ、所信表明会を開く。
- (3) 他議員からの推薦・応援発言はしないこととする。
- (4) 議長（臨時）は、所信表明会終了後、本会議を再開し、選挙を実施する。

5 会議の公開

府中町議会会傍聴規則を準用し、所信表明会は公開とする。

6 その他

その他については府中町議会会議規則にのっとり、議長が適切に議事運営する。

所信表明時間は5分とすること

根拠がある時間ではないですが、時間は公平の方がいいでしょう。

さすがと思いましたね。こういう細部を固めておくことで、意思決定の場がその時々事情によって軽々と揺れることが無いようにする。このあたりの配慮は、新人ではなかなか思いつきません。

議員総会の場で、「新風クラブ」の太田喜一郎議員と「丹波クラブ」の林時彦議員から立候補表明がありました。

太田議員は、3期12年間取り組んできた議会改革（中継や報告会等）を今後も進めていきたいと決意を述べられ、議会基本条例に基づき、開かれた議会、分かりやすい議会運営に努めること、さらには行政への監視機能を強化するとともに議会全体の資質の向上を図ること、前期で初めて実現した議員提案条例のような議会からの提案を進めること、これらを新人議員とともにやっていきたいと所信がありました。続いて林議員からは、議会の使命は政策を最終決定することと、執行機関の公平性や民主制を市民目線で批判することであると指摘があり、議員に投じられた一票一票が市民の声であるという自覚が必要と述べられ、新人議員とともに日本一の議会を作っていきたいと決意を表明されました。これをもって議員総会は閉会しました。そして、本会議へと移ったわけです。

さて、休憩を終え、本会議での投票です。

投票はおおよそ次の流れで進みます。

1. 議場閉鎖
出入口がロックされます。
2. 出席議員数報告
投票はこの時点で議場に在席する議員のみが行えます
3. 立会人指名
議席番号の若い方から2名が指名されます。
4. 投票用紙配布
配布漏れがないことが確認されます
5. 投票箱点検
問題がないことを一堂が目視で確認します
6. 投票
氏名が読み上げられた順に議長席の前にある投票箱に投票していきます。
なお、臨時議長にも投票する権利があり、最後に投票します。
7. 開票
投票漏れがないか確認され、立会人のもとで開票作業が行われます。
8. 選挙結果報告
議長に結果が報告されます。
9. 議場閉鎖解除
出入口が解錠されます。
10. 当選の告知
当選した議員が議場にいますので、その場で告知がなされます。
11. 当選者発言
ひとことだけ、あいさつがあります。

このあたりは形式的なようですが、投票行動をするにあたって、その重みを自覚させる効果もあるなあと感じたことでした。

議長には新風クラブの太田喜一郎議員が当選されました。太田議員に12票、林議員に8票。投票は無記名ですから、ほくたち自身にも誰が誰に投票したかわかりません。おそらくは、太田議員には新風クラブの3名、公明党の2名、丹新会と維新から7名が投票したものとと思われます。一方の林議員には、丹波クラブの3名、共産党の2名、丹新会と維新から3名と思われます。

臨時議長の職務はここで終了。太田議員が議長席につきます。

その後、副議長選挙が行われました。こちらは、丹波クラブの前川豊市議員が17票を得て当選されました（無効票2、林議員1）。議長選では対立した会派が、議長と副議長を分け合った形です。対立から対話へ、新しい議会を象徴する結果となったのではないのでしょうか。

共同体の基礎理論—自然と人間の基盤から—

丹波市議会 議決の概要(第10号)

R020928 田中議員に示した資料

「地方議会事務提要」株式会社ぎょうせい発行 地方議会実務研究会 編集

○ 臨時議長の選挙への裁量権（P541-2）

問題 臨時議長が一般選挙後初の臨時会における議長選挙において独自の選挙方法（例えば立候補制）で選挙を執行することができるか。

決定 不可能であると考える。選挙の方法については地方自治法第118条の規定を用いて選挙を行わなければならない、臨時議長は選挙長ではあるが、選挙の方法についての裁量権はないからである。

正副議長選挙前に本会議を休憩し、所信表明会を開くよう求める議案

地方自治法第112条に基づき、上記の議案を提出する。

令和2年10月8日

提案者

田中伸弘 (印)

賛同者

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

提案理由

これまでの慣例では、議会の外で一定の議員たちが話し合って正副議長とする方を決め、選挙で決着しています。これでは正式な議会の場で、正副議長を志す方がどんな理念や所信、議会運営の方針などをお持ちなのかが不透明で、とくに新人議員には投票の判断材料が示されません。町民に対しても開かれた選出とはいえない状態です。

そこで、広島市など多くの議会で実施されている所信表明会の開催を提案します。本会議での選挙の前に休憩をとり、議長を志す方にスピーチいただく場を設けるものです。

定数の半数近くが交代した今こそ改革を実施する好機と考えます。

1. 地方自治小六法（令和6年度版）

地方自治制度研究会〔監修〕 学陽書房

○ 地方自治法

（定例会・臨時会及び会期）

第102条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

② [略]

③ 臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。

④ 臨時会に付議すべき事件は、普通地方公共団体の長があらかじめこれを告示しなければならない。

⑤ [略]

⑥ 臨時会の開会中に緊急を要する事件があるときは、前3項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

⑦ 普通地方公共団体の議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定める。

【実例・判例・注釈】

6) ●会議規則の如き会議自体の進行に必要なものは、臨時県会において告示を要せず議しうる（行実）

2. 地方自治関係実例判例集（第14次改訂版）

地方自治制度研究会 編集 ぎょうせい

第102条

2 臨時会に付議すべき事件

〈実例〉

○会議規則の付議

会議規則ノ如キ会議自体ノ進行ニ必要ナルモノハ、臨時県会ニオイテ告示ヲ要セスシテ議スルコトヲ得（行実）

※ 地方自治法の施行は、日本国憲法の施行の日（昭和22年5月3日）から。

○付議すべき事件並びに議案の送付時期（抄）

（昭和26.8.20、他自行発第240号 島根県鹿足郡津和野町長宛 行政課長回答）

問一 1 第102条第4項に「臨時会に付議すべき事件は…」とあるが、この付議すべき事件とは議題をさすのか、議案をさすのか又は両者を含めたものをさすものであるか。

答一 1 第102条第4項の「付議すべき事件」とは、議案に限らず選挙、決定その他議会に付議されるべきすべての事件を含むものであり、議案の場合は当該議案を付議事件として告示すべきである。

令和2年第6回府中町議会臨時会（※初議会）

会 議 録（第1号）（抄）

1. 開 会 年 月 日 令和2年10月8日（木）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和2年10月8日（木）

（略）

~~~~~○~~~~~

○臨時議長（齋藤 昇君） それでは、日程第1の前にお諮りします。

○議員（力山 彰君） 動議。

○臨時議長（齋藤 昇君） はい、力山議員。

○議員（力山 彰君） 力山でございます。

ここの席に配付してあります、正副議長選挙前に本会議を休憩し、所信表明を聞くよう求める議案については緊急を要する議案とは思えませんので、付議しないようにお願いします。自治法102条第5項に照らして、ちょっとそぐわないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議員（田中伸武君） 異議あり。

○臨時議長（齋藤 昇君） はい、異議あり。田中議員、お願いします。

○議員（田中伸武君） 8番、田中です。

今、力山議員のほうから議案に付すべきではないという意見が出ましたけども、私は議案に付すべきだと考えます。自治法の112条に基づいて連名で事前に提出した正式な議案でありますから、ぜひ議案として御審議願いたい。根拠としては、さっきの102条を求められましたけども、102条の解釈の中で昨日も事務局とちょっと話をしましたけども、102条の6番の6に該当する会議の進行に必要なものは臨時会において告示を要せず議し得る。議題とできるという解釈だと僕は思っております。

これは、選挙に関する、あるいは選挙する前に休憩を取って意見表明会を開こうという提案の議案でありますから、選挙に密接に関連した、しかも今議論しなければいけない緊急の議題であるというふうに考えます。

以上です。                      （以下略）

## 「議長所信表明会の議案」資料（令和2年9月28日～10月7日）

### 地方自治法

#### （議員の議案提出権）

第112条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

② 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。

③ 第1項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

○地方自治小六法 地方自治制度研究会〔監修〕 学陽書房

「議会の議決すべき事件」には、「機関意思の決定」は含まれず、「団体意思の決定」（ただし、歳入歳出予算は除く。）の場合のみを意味する。

（S25. 7. 14行政実例）

### 府中町議会会議規則

#### （議案の提出）

第12条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由をつけ、法第112条第2項の規定によるものについては、所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては、1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

### 府中町議会運営等に関する要綱

#### （議案の提出）

第20条 議員は、会議規則第12条第1項の規定により議案を提出しようとするときは、あらかじめ本会議前に行われる議会運営委員会開催日の前日までに議会事務局に提出しなければならない。

## (参考) 議会の議決事件について

議会の議決事件は、「団体意思決定事件」と「機関意思決定事件」がある。

### 1. 団体意思決定事件

当該自治体の意思決定として法的効果を持つもの。地方自治法第96条第1項に限定的な規定がある。

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3) 決算を認定すること。

(4) 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。

(5) ～ (15) [略]

2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件(中略)につき議会の議決すべきものを定めることができる。

### 2. 機関意思決定事件

議会の意思を決定するもの。多種に及ぶ。以下は代表例。

地方自治法

(意見書の提出)

第99条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。

(辞職)

第126条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の許可を得て辞職することができる。[以下略]

府中町議会会議規則

(会期)

第4条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

(会期の延長)

第5条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第5条の2 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(会議時間)

第7条第2項但し書き ただし、異議があるとき又は会議時間変更の動議があるときは、討論を用いなくて会議にはかつて決める。

開催日：平成28年12月 5日  
会議名：平成28年第89回定例会（第1日12月 5日）

○議事日程

第89回 丹波市議会定例会会議録  
会期第1日 平成28年12月5日 午前9時30分開会

開会 午前9時30分

○事務局長（安田英樹君） 皆さん、おはようございます。事務局長の安田英樹でございます。  
本日、ここに第4期丹波市議会議員として選ばれました議員各位におかれましては、御健勝にて定刻に御参集をいただきましたこと、ありがとうございます。まずは、心からお喜びを申し上げます。

○事務局長（安田英樹君） ありがとございました。  
ここで行政側は退席をされます。  
暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時40分

再開 午前9時42分

○事務局長（安田英樹君） 再開をいたします。  
ただいまから開催されます本定例会は、一般選挙後、最初の議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時の議長の職務を行うことになっております。本日、出席議員中、前川豊市議員が年長議員でありますので、御紹介申し上げます。  
前川豊市議員、臨時議長席にお着きください。  
それでは、臨時議長就任の御挨拶をいただきます。  
○臨時議長（前川豊市君） おはようございます。  
ただいま、御紹介をいただきました前川豊市です。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。議員の皆さんの御協力をいただき、議事が円滑に進行しますようよろしく御協力をお願い申し上げます。

これより、平成28年第89回丹波市議会定例会を開会いたします。  
本日、議会だよりの編集のための写真撮影並びに報道機関の写真撮影を許可しておりますので、御了承ください。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付しておりますとおりです。

～日程第1 仮議席の指定～

○臨時議長（前川豊市君） 日程第1、「仮議席の指定」を行います。  
仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。  
（「議長」と発言する者あり）  
○臨時議長（前川豊市君） 9番、奥村正行議員。  
○9番（奥村正行君） 仮議席が決定しましたので、ここで次の日程第2に入られるまでに暫時休憩をお願いしたいと思います。  
○臨時議長（前川豊市君） 暫時休憩を行います。  
休憩 午前9時45分

再開 午前10時50分

○臨時議長（前川豊市君） 再開をいたします。



府中町議会運営等に関する要綱（抄）

○ R2. 10. 13 関連

（一般質問の通告）

第47条 [中略]

- 4 議員は、一般質問を通告するときは、当該議員が所属する常任委員会に属する内容に関して通告しないよう努めることを例とする。

○ R2. 11. 4 関連

（会議録作成用磁気テープ等の取扱い）

第83条 会議録作成用の磁気テープ及びその他の録音用媒体（以下単に「磁気テープ等という。」は、何人においてもこれを複製することはできない。ただし、議長は、会議録作成用の磁気テープ等の聴取について、議会報特別委員会の委員が議会報の記事又は編集のために必要なときは、当該委員に対し、議会議事堂内の指定する場所での会議録作成用の磁気テープ等の聴取に限り、許可を与えることができる。

府中町議会の「議会運営等申し合わせ事項」（抄）

|                  |                                               |                      |
|------------------|-----------------------------------------------|----------------------|
| 議長の任期            | 議長選挙宣告前に任期を決めることに決定<br>議長の任期は2年に決定            | 昭 43. 10. 7<br>臨時会   |
| 副議長の任期           | 副議長の任期は1年と申し合わせることに決定<br>（従来は2年）              | 昭 63. 10. 7<br>臨時会   |
|                  | 副議長の任期は2年と申し合わせることに決定                         | 平 23. 2. 1<br>全員協議会  |
|                  | 副議長の任期は1年と申し合わせることに決定                         | 平 26. 9. 17<br>全員協議会 |
| 団体の長への<br>就任について | 議員は、町から活動及び運営に対する補助又は助成を受けている団体の長に就任しないよう努める。 | 平 28. 7. 20<br>全員協議会 |

(参考資料)

◆申出書・一覧

【正副議長の選出について】

1、正副議長選の所信表明会の開催

【会議の公開・告知について】

2、会議のインターネット配信

3、会議録音データの開示

4、別室傍聴など不親切対応の是正

5、住民に対する議会開催の告知の方法などの改善

【審議の在り方について】

6、一般質問の型式など

7、デジタル機器の活用

【議員活動の事務手続き関連】

8、議員活動における資料請求の実費徴収について

9、事務調査申出書など議員提出書類の作成様式

【議員の身分について】

10、町補助団体の長への議員の就任問題

令和 2 年 / 2 月 7 日

議会運営委員会  
委員長 梶川三樹夫様

議会運営委員会  
委員

田中伸武

### 閉会中の委員会事務調査申出書

次の事項について、委員会の議事として調査したいので、その理由を付して申出します。

#### 1) 調査事項

正副議長選の所信表明会の開催

#### 2) 調査内容

住民にも見えるオープンな正副議長選びをめざし、本会議の投票前に所信表明会を開くための手順や制度を調査研究する。

#### 3) 理 由

「今回は A さんを選ぶから 2 年後は B さんに」といったポストの取り引き、多数派工作が横行している。住民代表である議長選びが住民には「不透明な談合」「ブラックボックス」とも映っている。選出過程を少しでもオープンにするため、正副議長をめざす議員に所信を披露してもらう。

新人議員にとっては所信演説が投票の判断材料になる。

多くの県市町議会で既に実施されており、さらに導入が拡大している。

そもそも、自治法に反する「2 年交代」を本会議の場で申し合わせている（事実上の決議）のも改めるべきだと考える。議会は、改選された後は「任期 4 年」に戻っているのに、「2 年申し合わせが期をまたいで有効」としてしているのは法的に問題がある。こうした申し合わせが談合を正当化する一因にもなっている。所信表明会と合わせて論議する必要がある。

#### 4) 要求資料

申し合わせが定められた時や改定された時の会議録、根拠の示された資料。

令和 2 年 12 月 7 日

議会運営委員会  
委員長 梶川三樹夫様

議会運営委員会  
委員

田中伸武

### 閉会中の委員会事務調査申出書

次の事項について、委員会の議事として調査したいので、その理由を付して申出します。

#### 1) 調査事項

会議録音データの開示

#### 2) 調査内容

会議のネット配信を検討する時代に、録音データの開示を制約する申し合わせがなぜあるのか。その制定経緯や内容を改めて調査研究する。

#### 3) 理 由

議会運営等に関する要綱 83 条「会議録作成用磁気テープ等の取扱い」が意味するところが分かりにくい。より開かれた議会をめざす中で、この申し合わせは障害となりかねないため。

制定当初の条文は、録音テープの持ち出しや複写を禁じる内容だった。変遷経過をたどると、文言整理するうちに悪文と化し、聴取を制約するよう読み取れる内容になったことが分かる。

そもそも録音の聴取を制限するための申し合わせではなかった。

#### 4) 要求資料

全員協議会（平成 12 年 9 月 12 日）の会議録など。

令和 2 年 12 月 7 日

議会運営委員会  
委員長 梶川三樹夫様

議会運営委員会  
委員

田中伸武

## 閉会中の委員会事務調査申出書

次の事項について、委員会の議事として調査したいので、その理由を付して申出します。

### 1) 調査事項

一般質問の在り方

### 2) 調査内容

所属委員会によるテーマ制限をすべきかどうか、質疑の型式を柔軟にすべきかどうかを調査研究する。

### 3) 理 由

議員の一般質問は、所属する委員会の所掌する問題であっても関連があつたり総合的に質したりした方がよい場合があり、許されるべきではないか。全議員が理解を深め、課題を共有することもできる。他市町で制限している例はあまりない。長時間質疑が問題となるなら、時間制限を検討すべきだ。一方で質問本数の制限は定めていない。

質疑を一問一答とするか、一括応答とするか、内容によって選択できるようにすべきではないか（県議会の例）。傍聴者の理解を深めるためにも。

### 4) 要求資料

申し合わせが定められた時の会議等の記録、他自治体の事例など

令和 2 年 12 月 7 日

議会運営委員会  
委員長 梶川三樹夫様

議会運営委員会  
委員

田中伸武

### 閉会中の委員会事務調査申出書

次の事項について、委員会の議事として調査したいので、その理由を付して申出します。

#### 1) 調査事項

デジタル機器の活用

#### 2) 調査内容

本会議や委員会で文明の利器デジタル機器が活用できるよう、古い申し合わせを見直す調査研究。

#### 3) 理 由

近年の技術革新によって、コンパクトなデジタル機器が普及しており、紙の節約のほか、議事や審議の効率化によって議論を深めるための補助具として活用されている。そうした中、以前に定めた持ち込み禁止条項（会議規則 88 条）がネックとなっているため。

規則 88 条は議場内での規律を定めた条項であり、文具としてのデジタル機器の持ち込みを対象とするには不適當である。

かつて議員席に備え付けていたペーパーの例規集が廃止された。代替の参考資料としてデジタル機器が活用できる。

全員が一気に活用できるまで待つのではなく、希望者が個人の機器を活用することから始め、段階的な普及を図るのも一つの手法。その方が普及が進みやすい。

また、会議（本会議、委員会、協議会など）での黒板、ホワイトボード、フリップなどの活用もできるよう、合わせて検討する。

#### 4) 要求資料

各申し合わせ等が定められた時や改定された時の会議録、根拠の示された資料、先進自治体の事例など。

令和 2 年 12 月 7 日

議会運営委員会  
委員長 梶川三樹夫様

議会運営委員会  
委員

田中伸武

### 閉会中の委員会事務調査申出書

次の事項について、委員会の議事として調査したいので、その理由を付して申出します。

#### 1) 調査事項

町補助団体の長への議員の就任問題

#### 2) 調査内容

町から補助等を受けている団体の長であっても法に反しない限り就任できるように、申し合わせを見直すための調査研究。

#### 3) 理 由

議員が町内会の長に就任しないよう努力目標としている申し合わせ（平成 28 年 7 月 20 日全員協議を）は、趣旨が明確でない。町の補助や助成を受けていることと議員活動の関連を改めて問い直したい。

議員活動にとっても、地域事情が把握しやすい町内会長を兼任することはプラスなはず。コミュニティ活動の基盤である町内会を活性化させることにも通じると考えられる。

町内会役員のなり手が不足し、活動が停滞している地区もある。議員兼任を避けるがために、ますますなり手が不足する恐れもある。

公職選挙法との関連も問題ないと思われるが、吟味したい。

#### 4) 要求資料

申し合わせ等が定められた経緯の分かる会議録など。



令和 2 年 12 月 7 日

議会運営委員会  
委員長 梶川三樹夫様

議会運営委員会  
委員

田中伸武

## 閉会中の委員会事務調査申出書

次の事項について、委員会の議事として調査したいので、その理由を付して申出します。

### 1) 調査事項

別室傍聴など不親切対応の是正

### 2) 調査内容

委員会を住民が傍聴する際、入室を拒否し、別室でスピーカー傍聴させている慣行を改めるための調査研究。

### 3) 理 由

「別室傍聴」は、他市町議会ではほとんどみられない異例の措置である。傍聴者にとっては、発言した委員が誰なのか分からなかったり、発言が聞き取り辛かったりして、議論の内容を理解するのに支障もある。

住民代表である議会が住民の傍聴を制約する結果となっている。開かれた議会をめざす動きにも逆行している。時代遅れの閉鎖主義とみられる。

「委員会室が狭いため」とも言われるが、他市町と比べると逆に広いスペースがある。「なぜ別室なのか」を説明できない。

### 4) 要求資料

慣行の根拠となっている諸会議録など。

令和2年第2回府中町議会全員協議会

会 議 録 (抄)

1. 開 会 年 月 日 令和2年11月19日(木)

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂 本会議場

3. 開 議 年 月 日 令和2年11月19日(木)

(略)

~~~~~○~~~~~

○議長(益田芳子君) 異議ないということですので、本条例案を臨時議会へ提出することといたします。

議員の皆様には、後ほど議員提出議案へ署名をお願いいたします。

以上で本日の付議案件は全て終了いたしました。

これをもって、全員協議会を終了いたします。

ありがとうございました。

6番、田中議員。

○6番(田中伸武君) すみません。この間の議運では、あわせて例の報酬のほうのカットについても議論しましたが、それあわせてここで報告していただいたほうが議運に出ていない皆さんにも分かりやすいんじゃないかと思うんで、せっかく全協なんで梶川委員長にぜひそれを否決といいますか、した経緯等もあわせて御報告いただいたほうがいいんじゃないかと思うんですが。

○議長(益田芳子君) その件につきましては、本会議のほうで委員長報告をさせていただきたいというふうに思っておりますが。

6番、田中議員。

○6番(田中伸武君) もちろん本会議でされるのは当然だと思いますけど、せっかく全協開かれて、出席してない議員もあれどうなったん言うて聞かれることもあるんで、それは否決しとんでってここで報告することに何の問題もないと思うし、皆さん分かりやすいんじゃないかと思うんですが、梶川さんいかがですかね。

○議長(益田芳子君) ちょっと休憩いたします。

(休憩 午前9時32分)

(再開 午前9時35分)

○議長（益田芳子君） 田中議員のほうから、月額報酬に係る減額について報告ということがございましたので、私のほうから御報告をさせていただきます。

減額報酬につきましては否決をされました。そのことによりまして12月の本会議において議運の委員長のほうから、また再度御報告をさせていただきます。

以上でございます。

それでは、以上をもちまして本日の付議案件は全て終了いたしました。

これをもって、全員協議会を終了いたします。

ありがとうございました。

（閉会 午前9時35分）

「府中町議会議員政治倫理条例」に規定する政治倫理基準の適用 について

府中町議会議員政治倫理条例(平成28年条例第24号)第3条に規定する議員が遵守しなければならない政治倫理基準には、次に規定する行為を含む。

1. 府中町不当要求行為等対策要綱(平成23年合同訓令第1号)第2条に規定する行為
2. 府中町職員のハラスメントの防止等に関する要綱(平成27年合同訓令第2号)第2条第5号に規定する問題を発生させる行為。

○府中町議会議員政治倫理条例

平成28年9月13日条例第24号

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 町民全体の代表者としてその品位と名誉を損なうような一切の行為を慎むとともに、その職務に関し町民の疑念を招くおそれのある行為をしないこと。
- (2) 職務の公正を疑われるような金品を授受しないこと。
- (3) 町が行う許可、認可及び請負その他の契約に関し、特定の業者を推薦又は紹介する等、有利となる働きかけをしないこと。
- (4) 職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (5) 職員の採用、昇任又は人事異動に関して推薦又は紹介をしないこと。
- (6) 政治活動に関する寄附について、政治的又は道義的な批判を受けらるおそれのあるものを受けないものとし、議員の後援団体についても同様とする。

○府中町不当要求行為等対策要綱

平成23年3月30日合同訓令第1号

(定義)

第2条 この要綱において、「不当要求行為等」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 不当な手段により、町及び町の職員に対し違法又は不適正な行為を要求すること。
- (2) 社会的常識を逸脱した手段により、町の適正な業務の遂行に著しい支障又は職員の対応が困難となる状況を生じさせること。

2 この要綱において、「不当な手段」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 暴力行為
- (2) 脅迫行為
- (3) 正当な理由なく職員に面会を強要する行為
- (4) 粗野又は乱暴な行為により、職員に著しい嫌悪の念又は安全への不安を抱かせる行為
- (5) 書面、街頭宣伝活動等により町の業務を妨害する行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町の施設（以下「庁舎等」という。）における秩序の維持及び庁舎等の保全並びに町の業務の遂行に支障を生じさせる行為

3 この要綱において、「違法又は不適正な行為」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 町が行う処分に関し、特定の者に対して不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与える行為
- (2) 入札の公正を害する行為又は公正な契約事務の確保に関して不適当な行為
- (3) 法令等に違反し債務の全部若しくは一部の免除又は履行を猶予する行為

(4) 合理的な理由に基づかない機関紙、図書その他の物品の購入又は保証金、寄付金、賛助金その他名目の如何を問わず金品等の供与をする行為

(5) 任用（職員の採用、昇任、降任又は転任をいう。）の公正を害する行為

(6) 前各号に掲げるもののほか、法令等の規定に違反する行為

4 この要綱において、「社会的常識を逸脱した手段」とは、次に掲げる行為を日常的又は継続的に反復することをいう。

(1) 客観的に対応又は回答することが困難な質問、要求又は意見の提示を求める行為

(2) 法的に正当でない要求又は法的に正当であってもその内容が過剰である要求をする行為

(3) 制度的に確定している事項に対し、要求及び抗議する行為

(4) 町が当事者となり得ない事項に対し、質問及び要求する行為

(5) 職務との関係を装い職員につきまとう行為

○府中町職員のハラスメントの防止等に関する要綱

平成27年7月14日合同訓令第2号

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 町の業務に従事する全ての者(町が委託している業務に従事している者も含む。)をいう。
- (2) 職場 職員が職務に従事する場所(出張先、親睦会等の宴席その他実質的に職務の延長線上にあるものを含む。)をいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 職場において職員を不快にさせる性的な言動をいう。
- (4) パワー・ハラスメント 職務上の地位等の優位性を背景とし、職場において職員に対し精神的若しくは身体的苦痛を与え、又は職場環境を悪化させる行為をいう。
- (5) ハラスメントに起因する問題 セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント(以下これらを単に「ハラスメント」という。)のため、職場環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員が勤務条件につき不利益を受けることをいう。

令和3年第2回府中町議会全員協議会

会 議 録 (抄)

1. 開 会 年 月 日 令和3年2月19日 (金)
 2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂 本会議場
 3. 開 議 年 月 日 令和3年2月19日 (金)
- (略)

~~~~~○~~~~~

(再開 午後6時55分)

○議長 (益田芳子君) 全員協議会を再開します。

続いて、第7項、「府中町議会政治倫理条例」に規定する政治倫理基準の適用についてを議題といたします。

この案件につきましては、私のほうから諮問し、去る1月21日の議会運営委員会において御議論をいただき、御了承いただいたものでございます。

それでは、詳細について説明をお願いします。

議会運営委員会、梶川委員長。

○議会運営委員長 (梶川三樹夫君) それでは資料を御覧ください。「府中町議会議員政治倫理条例」に規定する政治倫理基準の適用についてということで、これを申し合わせに加えることについて、議会運営委員会で検討いたしました。

府中町議会議員政治倫理条例第3条に規定する、議員が遵守しなければならない政治倫理基準には次に規定する行為を含む。

1. 府中町不当要求行為等対策要綱第2条に規定する行為。
2. 府中町職員のハラスメントの防止等に関する要綱第2条第5号に規定する問題を発生させる行為、ということです。

次の2ページには、政治倫理条例の第3条が示してあります。議員は次に上げる政治倫理基準を順守しなければならないと規定され、これに第6号まで例が示してあります。

次の3ページと4ページが、不当要求行為等対策要綱の引用部分が示してあります。ここは不当要求行為等とは何か、また要綱中の言葉がそれぞれ何を示しているのかをきちんと規定する必要から、このように長くなっています。

続いて、5 ページはハラスメント防止等に関する要綱です。第2条に定義規定があり、第5号にハラスメントに起因する問題が規定してあります。

これらの要綱は、合同訓令であり、町長部局だけでなく、議会も対象となっております。

今回提出された申し合わせ案は、議員の皆さんは現在でも当然こういった行為をしてはいけませんが、もしこれらの行為があったときは、議会は自ら自律権を発動させるべきですので、要綱とは別に政治倫理基準を適用することを申し合わせることによって、こういったことが起こらないようにすることを目的とするものです。

なお、委員会の議論の中で、条例改正を行うべきというお話もありましたが、現在の規定でも当然してはいけないことでもあり、個別具体の禁止事項を条例に記載するより、倫理基準を守る対象である議員が申し合わせで確認するのが適当ということになっております。

説明は以上でございます。

○議長（益田芳子君） ただいまの説明に対し、何か御質問ございますか。

17番、児玉議員。

ただいま動議が出ました。

○17番（児玉利典君） 賛成動議。

○議長（益田芳子君） 賛成の方。

ただいま、児玉議員から本件につきまして採決についての動議が提出されました。

この動議は1人以上の賛成者がありますので成立いたしました。

よって、本件の採決についての動議を議題として、採決をします。

これより採決を行います。ただいまの出席議員17名で採決に加わる者16名でございます。

お諮りします。本件の採決についての動議のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（益田芳子君） 賛成9人でございます。賛成多数でございます。

よって、本件の採決についての動議は可決することに決定をいたしました。

（発言する者あり）

○議長（益田芳子君） 今採決を行いました。賛成多数になりましたので。

(発言する者あり)

○議長(益田芳子君) 動議が出ましたので、1人以上の動議がありましたので、動議の採決をとりましたら、賛成多数になりましたので、採決を行いました。

以上でございます。

(発言する者あり)

○議長(益田芳子君) 事務局長、どうぞ。

○事務局長(森 太君) 議会事務局長です。ただいま、動議が成立し、可決されましたので、これより採決に入るのが議事として正しいと思われま

す。

(発言する者あり)

○議長(益田芳子君) 動議が可決をされましたので、これより採決を行います。

ただいまの出席議員17名で、採決に関わる者16名でございます。

お諮りします。本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(益田芳子君) 賛成多数でございます。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

(発言する者あり)

○7番(山口晃司君) 議事進行。

○議長(益田芳子君) 7番、山口議員。議事進行、はい。

それでは、本日の付議事件を全て終了しましたので、これをもって全員協議会を終了いたします。

皆様、お疲れさまでした。

(閉会 午後7時05分)

令和 3 年 3 月 25 日

議会運営委員会

委員長 梶川三樹夫様

議会運営委員会

委員

田中伸一

### 閉会中の委員会事務調査申出書

次の事項について、委員会の議事として調査したいので、その理由を付して申出します。

#### 1) 調査事項

質疑、討論、採決のあり方について

#### 2) 調査内容

地方自治法の趣旨に沿い、府中町議会会議規則を遵守した正しい議事進行が行われていたかどうかを調査、検証する。

#### 3) 理 由

本年 2 月 19 日の全員協議会で、質疑討論を省略した採決があり、地方自治法や会議規則に反していた可能性が強い。

言論の府である議会で議員発言が不当に制約されることのないよう、特に議事進行に関する動議や議長の議事運営が正しく行われるよう、地方自治法や府中町議会会議規則などを再確認する。

#### 4) 要求資料

田-3/4

## ◆2月19日全員協議会の動議・採決問題

2021年5月31日議運資料

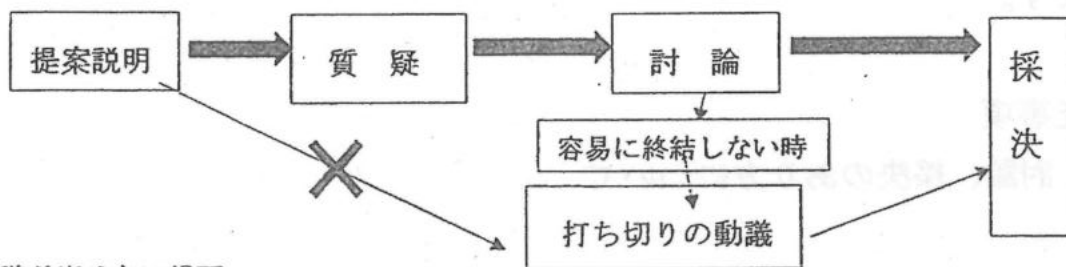
田中伸武

2021年2月19日の府中町議会全員協議会で、政治倫理条例の「適用」問題に関して異例の採決があった。会議規則に反する動議によって質疑、討論が省かれ、いきなり多数決が行われたのだ。昨年10月に続く2度目の出来事。民主主義の基本である熟議が否定された議事進行だった。

採決を知った県の議長会関係者は「言論の府であってはならないこと」と驚く。他市町の議員からは「数の力の横暴か」「議長は会議規則を読まないのか」とあきれられる声も届く。

こうして決定した「適用」の申し合わせ文書は、もとは益田芳子議長の諮問によるもの。政治倫理条例の解釈を拡大する内容で、改革派議員にブレーキをかける狙いがうかがえる。文言ミスや論理構成の不備があるが、その審議や修正もできなかった。実効性には疑問符がつく。

田中は、益田議長に抗議・質問文書を提出したが、議長は「動議が出たから諮って決めた」と繰り返す。これでは再び同様の採決によって言論が封じられる恐れがある。議事が不適切だった経緯を確認し、申し合わせ内容の不備も含め、審議のやり直しを図るべきだ。



### ① 動議が出せない場面

議案審議は「提案→質疑→討論→採決」が大原則。省略できるのは全員が了承した時だけだ。例外的に「討論が容易に終結しない時」にも終結の動議を出すことができる。今回の児玉副議長の「質疑討論を省き採決を求める動議」はいずれにも該当せず、動議は提出できない場面だった。

議長は「ただいまから質疑を行います」と述べていたのだから、副議長の動議は「議事進行の趣旨に反する」ものであり、議長は「直ちに制止」するべきだった。(会議規則 48 条、50 条)

### A 府中町会議規則

第 48 条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。2 議事進行の発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は直ちに制止しなければならない。

第 50 条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。3 質疑又は討論終結の動議については、議長は討論を用いないで会議にはかつて決める。

### B 議員必携（全国町村議長会編）146 頁（討論の終結）

「…討論がないと予想される場合でも「討論省略の動議」も「討論省略の議長の発議」も絶対に出せないことになっている。」

### C 地方自治法関係実務事典（第一法規）参考実務事例

「質疑打ちきり動議の扱い」

「…質疑のある限りはこれを十分につくさせるべきで打切ることはできない。…質疑が続出して



④ 13/4

容易に終結しない場合のほかは、質疑終結の動議は提出し得ないのであるから、議長はこのような動議をとりあげるべきではない。」

#### D 地方自治法質疑応答集（第一法規）「地方自治法 120 条」

「…質疑および討論については、十分にこれを尽くさせる必要がある。このことから…標準議会会議規則においては、討論終結（打ちきり）動議について、厳密な手続き規定をおいている。…市議会及び町村議会においては「討論が続出して容易に終結しないとき」に限るものとしている。」

「討論省略の動議を認めることは議会の審議権の制限であるとともに議員としての本質的な権能を侵すおそれがあるということから原則としてそのような動議の提出は認められないと解するのが妥当である」

### ② 熟議の民主主義

会議規則をひもとくまでもなく、議会は「議論する場」である。公正な議事運営のためには、議員が互いの発言を尊重し、論理的に議論することが求められる。問答無用の結論ありきは、議会の存在意義を否定するものだ。他の議員の発言の機会を奪うことは思いやりと寛容のない、道義的にも許されぬ行為だ。法治の下では、ルール違反を多数決で糊塗することはできない。

#### A 民主主義と言論の自由の名言

「私はあなたの意見に反対だ。しかしあなたがそれを主張する権利は命をかけても守る」（仏哲学者ヴォルテール＝実際の発言ではないとの説も）

#### B 広島県町議会議長会 議会運営アドバイザーの話

「議員に発言させないということは議会で最もあってはならないことだ。どんなひどい意見でも述べさせるのが議事運営の基本。議会は言論の府なのだから」

#### C 議員必携 150 頁（各種動議の役割）

「動議は、それが適切に活用される場合には、議事運営の能率をあげることになるが、逆に、これが濫用されると、いたずらに動議が繰り返されて、かえって議事を混乱させることになる。」

### ③ 全員協議会の役割と効力

全員協議会は「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」（地方自治法 100 条 12、府中町議会会議規則 103 条）であり、議決は本来、本会議ですべきことである。

今回の議決は、条例の適用を拡大解釈する「申し合わせ」とされる。申し合わせは議員の紳士協定の一種であり、全会一致を常とする議会慣例である。1 人でも反対があれば成立しない。

多数決で議決を図る場合は、条例改定案として明文化し、本会議で多数決すべきである。

#### A 「議決」は本会議マター

地方自治法 96 条が定める議決事件の 1 は「条例を設け又は改廃すること」であり、これは本会議の手続きを必要とする。「全員協議会の議決をもって議会の議決に代えることはできない」（和歌山地裁昭和 33 年 3 月 31 日裁判集 9 巻 3 号 510 頁・注釈地方自治法＝第一法規＝から孫引き）のだから、今回のような条例に関する議決は議会の意思決定ではなく、無効とみるべきだ。

#### B 県内の議会の元改革特別委員会委員長

「全協は採決の場ではないだろう。府中に議会改革委員会はないのか」



19-8

#### ④ 全会一致の慣行を破る

府中町議会は、政治倫理条例は議員の身分に関わる問題であるため報酬問題と共に「全会一致が望ましい」と申し合わせている（平成28年7月28日全協）。この時全会一致できなかった項目（町の団体の長には就任しない）は、条例案から外されたほどだ。最近では昨年10月、議員報酬改定案が、賛成多数ながら反対1があっただけで否決された。全会一致ルールは守られてきた。

今回の全協の採決は賛否が10対6であり、全会一致にはほど遠い。否決されたとみなすべきだ。

#### ⑤ 矛盾だらけの「拡大解釈」

今回の議決は、政治倫理条例に新たな適用項目を加えるものの、正式な改定をせず、「解釈拡大」を申し合わせる異例の決定だ。論理構成が分かりにくいばかりか、立法手続きがずさんであり、文言にもミスがある。資料を見た法曹関係者も「おかしい」とあきれていた。

##### ア、提案説明がない

議運では、議長から提案（諮問）されたが、提案理由の説明がなかった。代弁した事務局長は「（なぜ今提案なのかは）言えません」と答えた。発案が事務局長であったかのような質疑だった。

##### イ、政治倫理と刑事問題の混同

政治倫理とは本来、贈収賄や接待、役場への圧力、人事介入など議員の政治的な権限行使に関するものであり、刑法上の罪状行為など一般社会規範の問題と一緒にすべきではない。

##### ウ、議会は労働者の職場関係とは異質

「不当要求行為等対策要綱」は現行でも議員に適用される。別の条例に重ねる必要はない。

「ハラスメントの防止等に関する要綱」は、役場内で職制上の関係のある職員間に適用するものだ。職制上の地位関係のない議員と事務局員にはそのまま適用できない。内容の再検討が必要だ。

「議会事務局長は事務的知識が豊富で新人議員らのアドバイス役。議員より優位な立場」と見る議員もいる。議員の調査申出書を拒否し書き換えを指示するなど事務権限を行使する力もある。適用拡大は、議員パワハラより「逆ハラ」を招き、議員活動の制約になる恐れもある。

##### エ、論理構成と立法技術の誤り

現在の倫理条例3条は、制限項目として「次に掲げる政治倫理基準」を列挙している。新たな拡大解釈をするなら、具体的項目の加筆が必要だ。

条例は法令であり、厳格な明文化による改定がなければ無効だ。罪刑法定主義に反する。

今回の立案は、法務部門のチェックを受けず、顧問弁護士の意見も聴いていない。

##### オ、「パワハラを遵守??」

倫理条例3条は「遵守しなければならない行為」を列挙し、一方で不当要求等対策要綱第2条とハラスメント防止等に関する要綱第2条第5項は「やってはいけない行為」を列挙している。

よって今回の提案を文章通りに読むと「不当要求やハラスメント」を「遵守しなければならない行為」に加えることになってしまう。悪行を勧めるのか。

正しくは「次に規定する行為の遵守」ではなく「次に規定する行為をしないことの遵守」だろう。文言ミスのままでは議決は無効だ。

以上

## 質疑、討論、採決のあり方について

議事進行に関する動議や議長の議事運営が正しく行われるよう、地方自治法や府中町議会会議規則などを再確認する。(事務調査申出書 2) 調査内容)

### 1. 「質疑討論を省略した採決」について

全員協議会当日の日程第7「府中町議会政治倫理条例」に規定する政治倫理規定の適用について」を議長が議題とし、議会運営委員会委員長が申し合わせ案の説明を行った。その後、議長が質疑に入ることを宣告したところ、即決動議が提出され、賛成者があり動議が成立した。

これを受けて議長が動議を諮ったところ、賛成多数で可決した。このため、議長は本件について諮り、賛成多数で可決した。

### 2. 発言について

◎：議員必携第11次改訂版・132ページ～

#### 3 発言の種類

##### (5) 動議

動議とは、議案以外の議員の単純な提案であって、案を備えなくても、会議の議題とすることができるものである。動議の中には、文書によるもの(たとえば、懲罰動議、修正動議)と、会議進行中、随時、出席している議員から口頭で提出され、所定の賛成者があれば成立し、議題となり得るものがある。したがって、後者については、発言の一種として取り上げることができるし、実際は、この方の動議が多い。

##### (6) 議事進行に関する発言

議事進行に関する発言とは、議事進行上の問題について議長に対し、質疑や注意、又は希望を述べるための発言である。たとえば、「議長の議事運営についてお尋ねしたい。〇〇について〇〇であるがどういうわけか」とか、「本案の審議のため必要があるので教育委員長の出席を求められたい」というようなもので議事進行の発言であることを述べて発言の許可を求めるものである。

この発言に対しては、議長は必要に応じて答弁をし、又はこれに応ずる適切な措置をとればよい。

議事進行に関する発言は、動議ではないから賛成者は必要なく、また、採決の対象となることはないので、議事進行の動議とは区別して取り扱わなければならない。(以下略)

◎ 府中町会議規則

(議事進行に関する発言)

第48条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行の発言がその趣旨に反すると認められるときは、議長は、直ちに静止しなければならない。

◎ 府中町議会運営等に関する要綱

第44条第2項 議事進行に関する発言を求めるときは、「議事進行」と呼称し、議長の許可を得なければならない。この場合において、議長は、他の議員が発現中である場合を除き、直ちに発言を許可するものとする。

◎：地方議会事務提要2・833ページ

▽ 議事進行上の発言と議事進行の動議の違い

- ① 議事進行上の発言は一人で行うが、議事進行の動議は会議規則に規定された賛成者を要する。
- ② 議事進行上の発言は議長に対するものであり拘束力を有しないが、議事進行の動議は当該動議の採決結果に拘束される。
- ③ 議事進行上の発言は採決の必要がないが、議事進行の動議は成立したら議長は裁決する必要がある。

◎：議員必携第11次改訂版・136ページ

(1) 発言順序の決定

発言の順序は、「議員平等の原則」によって、通告の順序によるのが通例である。通告制を取らないで、随時、起立して発言を求める場合には、議長は、先に起立した(※当町議会は、挙手制)と認めた者から指名して発言を許可する。(標規51Ⅱ)。この議長の先起立者かどうかの認定は、議長の議事整理権に属するもので、議長のその認定に、たとえ誤りがあっても、あるいは議員がその認定に不満があっても、異議の申し立てをすることができない。

3. 動議について

◎：議員必携第11次改訂版・146ページ～

1 動議とは

動議の通常定義は、「会議の議事の進行の過程において、議会の意思決定を求めて議員から提起される議案以外のものであって、案を備えることを必要としないもの」とされている。(以下略)

## 2 動議の種類

### (一) 案を備えていない動議

#### (2) 議事に関するもの

- ① 日程変更及び追加の動議
- ② 即決の動議
- ③ 議事延期の動議
- ④ 執行機関の出席を求める動議
- ⑤ 説明省略の動議
- ⑥ 質疑、討論終結の動議
- ⑦ 秘密会とする動議（以下略）

## 3 動議の取扱い

### (一) 動議の提出時期

動議は、会議の進行中、いつでも議員から口頭によって提出されるもので、格別の制限はないのであるが、議案の修正の動議のように討論終結の前に提出されなければ意味をなさないものがある。（以下略）

### (二) 動議の成立

動議は、議事の進行又は手続きに関して提出されるものであるが、すべての場合必ず議題に供されて議決の対象になるものではない。つまり、動議は、会議規則又は法で定められた所定の賛成がなければ適法に成立したことはない。したがって、議長は議題とすることはできない。このように所定の賛成者があって適法に議題となる資格を得ることを「動議の成立」といっている。

つまり、動議が成立するためには、「〇人以上」（通常の動議は一人（標規16））の賛成者を要するわけである。（↓「府中町会議規則」）

### (三) 先決動議の取扱い

#### (1) 先決動議の種類

動議は、その取扱い上から、先決動議と一般動議に分類することもできる。

各種動議の相互間又は動議と動議の間には、いずれを先に議題とするかについて、一定の順序がある。つまり、動議の中には、その性質上、審議中の議事の進行をやめ、新たに提出された動議を先に議決しなければならないものがある。これを「先決動議」という。たとえば、討論続行中に討論終結の動議が出たような場合は、その動議を決定しなければそれ以後の議事を進めることができないから、議長は、直ちにこれを議題としなければならない。

先決動議の主なものを挙げると、次のとおりである。

- ① 議題に直接関係を有するもの 説明省略、委員会付託、質疑終結、討論終結、議事延期・即決等の動議（以下略）

◎：地方議会事務提要2・824ページ

▽ 所定の賛成者のある動議の取り扱い

議会において動議が提出され、所定の賛成者があったときは、議長は必ず議題としなければならない。

▽ 動議成立の時期

動議成立の時期は、提出された動議に対して所定の賛成者を得たとき。

▽ 動議の趣旨説明の是非

動議は一般的に、議事進行の動議は内容が明瞭であることから趣旨説明を必要としない。独立の動議は趣旨説明を認める必要があると解される。

◎ 府中町会議規則

(動議成立に必要な賛成者の数)

第13条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。



## ○ R3. 5. 31 関連

### 府中町議会会議規則（抄）

#### 第2章 議案及び動議

（動議成立に必要な賛成者の数）

第13条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

#### 第6章 発言

（発言の許可）

第43条 会議において発言しようとする者は、挙手して「議長」と呼び、自己の番号を告げ、議長の許可を得なければならない。

（発言内容の制限）

第47条 発言はすべて簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲をこえてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当っては、自己の意見をのべることはできない。

（議事進行に関する発言）

第48条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行の発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

（質疑又は討論の終結）

第50条 質疑又は討論が終ったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

### 府中町議会運営等に関する要綱（抄）

（要綱の改廃）

第91条 この要綱の改廃は、議会運営委員会で検討し、全員協議会に諮って行うものとする。

平成28年第2回府中町議会全員協議会

会 議 録 (抄)

1. 開 会 年 月 日                   平成28年7月20日 (水)
2. 招 集 の 場 所                   府中町議会議事堂 第1委員会室
3. 開 議 年 月 日                   平成28年7月20日 (水)

~~~~~〇~~~~~

○議長 (中略)

議会運営委員会委員長のほうからお願いをいたします。

(中略)

○16番 それでは、議運の委員長として、これまでの検討経過について、報告させていただきます。

(中略)

議運において議論する中で、本条例は、議員自身の倫理に関する規定でもあるので、多くの委員から、全会一致が望ましいとの意見がありました。

最終的には、議会運営委員会としては、全会一致が望ましいことから、「町から活動及び運営に対する補助または助成を受けている団体の長に就任しない」の規定については、努力規定として申し合わせの中で整理するのが望ましいということになっておりますが、最終的には、議会運営委員会でまとめていきたいと思っています。

本日配付しております条例案の詳細説明については、事務局からさせていただきます。

以上です。

○議長 (以下略)

議会運営委員会会議録（第4回）（抄）

1 招集日時 令和3年5月31日（月）午前9時30分

2 招集場所 府中町議会議事堂 第1委員会室
（略）

委員長

それでは、両方意見が出ましたんで、採決を致します。ただ今の出席委員が8名で、採決に加わるもの7名です。

お諮りします。田中委員の調査申し出のとおり、本年2月19日の全員協議会で地方自治法や会議規則に反する議会運営がなされていたと判断する委員の挙手をお願いいたします。

委員長

賛成少数です。

よって、当委員会は、本年2月19日の全協においては、地方自治法または会議規則に反する議会運営はなかったものと結論を致します。

閉会宣言

<午後12時35分 委員会 閉会>

令和3年第3回府中町議会定例会

会 議 録（第1号）（抄）

1. 開 会 年 月 日 令和3年6月25日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和3年6月25日（金）

（略）

○議長（益田芳子君） 議会運営委員会、梶川委員長、お願いします。

○9番（梶川三樹夫君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をさせていただきます。

（中略）6月23日の委員会においては、今定例会について会期の決定等を行い、また、田中委員から提出のありました別室傍聴など不親切対応の是正の調査申出について審議を行いました。いろいろ御意見がありましたが、最終的に議論が分かれて、議事進行もありましたので採決をしましたところ、否決という結果でした。ゆえに、現在の別室傍聴は妥当と結論をしています。

以上、議会運営委員会委員長報告を終わります。ありがとうございました。

（略）

○議長（益田芳子君） 以上で全ての報告を受けましたので、各報告に対する質問に入ります。

（略）

○議長（益田芳子君） ないようでございますので、次に参ります。

議会運営委員会委員長報告に対して質問のある方。

田中議員におかれましては、議会運営委員会に所属されておられますが、その旨、お分かりのことと思いますが、質疑されますでしょうか。

田中議員。

○6番（田中伸武君） 私も議運のメンバーの1人として出席しておったので、おったからこそ先ほどの委員長報告に質問したいんですけども、委員長報告で先ほどの表現は、私の申出に対して、別室傍聴をどう改めると、いろんな議論があったけど分かれたと、最後に、ゆえに現在の別室傍聴は妥当と結論づけましたと報告があったと聞いたんですが、出席していたからこそ分かりますけども、メンバー全員、決して今の

別室傍聴が妥当である、よろしいという結論をしたわけではなくて、これをどう改めるかというところの議論があつて、本会議場使えばいいんじゃないかと、あるいはさらに継続審査すればいいんじゃないかと、あるいはモニターのカメラを入れたらいいんじゃないかと、そういう議論があつて、どう改めるかが結局結論づけられずに否決となつたわけでありまして、別室傍聴そのものが妥当である、そういう結論であるというわけではなかったと私は思っております。町民の皆さんに、本当に不都合とか御不便をかけておる別室傍聴を議会が積極的に認めたという結論ではないので、その点は表現のニュアンスがちょっと違うんじゃないかという意味で確認です。議会が決して別室傍聴を、町民の皆さんに不便をかけていることを妥当だと認めたわけではないということを改めて御確認願いたいと思って質問しています。よろしくお願いします。

○議長（益田芳子君） 6番田中議員、先ほど言われました質問ですけども、それはどういったことの質問でしょうか。少し分かりづらいんですが、内容が少し分かりかねるんですが。

○6番（田中伸武君） 内容というのはどういう内容ですか。

○議長（益田芳子君） 質問の内容です。

○6番（田中伸武君） 質問の1つは、委員長報告でさっきありましたよね、ゆえに現在の別室傍聴は妥当と結論づけましたという委員長報告があつたんですが、この現在の別室傍聴は妥当という結論を出したわけではないと私は見ておるので、この表現は誤解を招くんじゃないかと、その辺を、議会の本意は町民の不便を認めたわけではないんだよと、委員会の報告としては否決したのは、あくまでどうやって改善するかのところがまとまらなかったわけで、改善しなければいけない別室傍聴そのものが妥当、つまり適正であつて、別室傍聴している現状が非常にいいことなんだというふうに、町民の皆さんの不便がいいことだというふうに議会が認めたわけではないと、そこらがこの表現だと誤解を招くので、改めて確認しておいたほうがいいんじゃないかという質問です。つまり、内容としてはそういう質問です。議長も御出席なさったから分かると思うんですけども、内容についてはそういうことで、だから議運の委員長に質問したいのは、実際の議論の中身と先ほどの報告ではずれがあるんじゃないですか、それは僕はきちっと確認して正したほうがいいんじゃないかという思いを持って、ちょっと実際の議論と先ほどの報告は違うんじゃないですかという質問であります。

○議長（益田芳子君） 議会運営委員長、梶川委員長。

○9番（梶川三樹夫君） 田中委員さんのほうから調査の申出書があったので審議をいたしました。それで、今でも一つは、委員長の権限で傍聴を認めることはできるわけです。それを、もう絶対拒否しているという立場ではないと思います。だから各委員長が、今日はスペースがあるし人数も少ないので入れていいよということになれば、委員長の権限で入れることができるというのが現状であると思います。まあ、今まであんまり傍聴がなかったものですからほとんど入ることはなかったと思いますけども、また、もう一つは環境整備という、やっぱり物理的にちょっと狭いところもあるので、それをどうするかという問題も出ましたけども、そういう環境整備もこれからは必要なのではという御意見も出ましたので、そこらも含めて今後また私も考えていきたいと思っておりますが、一応、昨日の段階では多数決を採って否決ということになっております。

以上です。

○議長（益田芳子君） よろしいでしょうか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 分かりました。今の梶川委員長の補足説明によってよく分かりました。議会が、決して別室傍聴を妥当だと積極的に認めているのではないという意味の補足説明だということがよく分かりましたので、ありがとうございます。

○議長（益田芳子君） ここで、議員の皆様申し上げます。所属委員会の議事は御自分で御理解いただいて本会議へ望んでいただき、議会の円滑な運営に御協力をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議会報特別委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） ないようでございますので、次に参ります。

（以下略）

令和3年第4回府中町議会定例会

会 議 録（第4号）（抄）

1. 開 会 年 月 日 令和3年9月10日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和3年9月22日（水）

（略）

~~~~~〇~~~~~

○議長（益田芳子君）    ただいま副議長が欠員となりましたので、副議長選出のため、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君）    御異議なしと認めます。よって、追加日程第1、副議長の選挙についてを議題に供します。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定による投票及び同条第2項の規定による指名推選がありますが、いずれの方法といたしましょうか。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君）    それでは、投票により行います。

次に、任期であります。議会の申し合わせにより1年で改選することになっております。今回もこれに従ってよろしいでしょうか。

6番、田中議員。

○6番（田中伸武君）    異議あり。

1年交代を本会議の場で議決することに反対します。理由は、そもそも地方自治法は、正副議長の任期を議員任期と同じ4年とすることに定めているのは、皆さん御承知のとおりでありますし、こうした法律に反する申し合わせを本会議でわざわざ議決するべきではありません。よその議会でも、短期の任期の一、二年の申し合わせというのはありますけれども、議会の外で一定の人たちが話し合って候補を定めて、議会の中では所信表明会のようなのを開いて、意欲のある方が決意と意思を表明して、そ

の中で投票が行われるわけであります。そうすると、議会の外でいわゆる談合的なその話し合いに加わらなかった議員も、議会の中ではちゃんと意思表示を確認しながら投票することができると、こういうところが大多数の議会で行われている議長選のやり方であります。府中の例は、外で決めたことを中でわざわざ持ち込んで、所信表明会もしないと、こういう例はほかに例がないわけであります。

先日も全国町村議長会の事務局にちょっと問い合わせてみましたけれども、えっと驚いてですね、府中は議決しちゃったんですかとか言ってですね。議決事項じゃないでしょ、そんなの例がないですよと、珍しいというか聞いたことないですよという返答でありました。法定は4年ですからねということをくれぐれも全国町村議長会の事務局の理事長さんの方はおっしゃっておりました。私は、こうした所信表明もなく、そして法定に反する任期をわざわざ議決して、そして選挙を行うと、そしてそういうことを経ると、こういうやり方に対しては町民の理解も得られにくいと思います。

1年前にも反対しましたが、今回も今の議長の提案のあったやり方には反対いたします。

○議長（益田芳子君） 異議がございましたので挙手によって採決いたします。

お諮りします。

これから投票いたします副議長は、申し合わせのとおり1年で改選することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（益田芳子君） 賛成多数でございます。したがって、これから投票を行う副議長の任期は、申し合わせのとおり1年とすることに決定いたしました。

それでは、ただいまから副議長選挙を行います。

（以下略）

## (参考) 議会への請願(陳情)について

### 府中町議会会議規則

#### (陳情書の処理)

第82条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

### 地方自治法

#### (請願の提出)

第124条 普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

### 日本国憲法

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止、又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

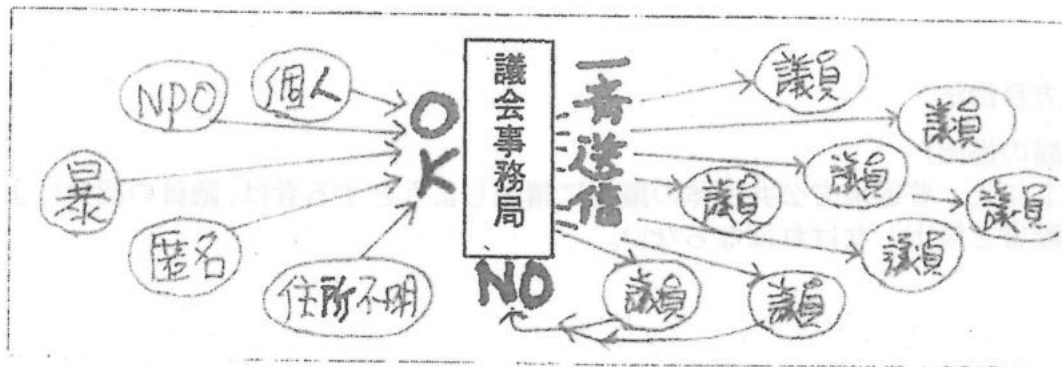


## 各議員への一斉メール要請

# 暴力団でもOKなのに議員はNO??

## 議会事務局の不可解方針 是正を求む

府中町議会事務局が電子メールを全議員18人へ流す一斉送信には問題があります。外部からのメールはそのまま転送するのに、議員からの要請だと送らない—おかしな「あべこべ」状態です。



現在、議会外から「各議員宛に送信を」という要請のメールが事務局に届くと、ほぼ無条件で全議員に転送されています。[ ]は、メール発出が団体か個人かを問わず、匿名でも、たとえ暴力団であっても「要請があれば一斉送信する。内容の判断は各議員で」としています。

実際9月24日には、[ ]なる人物から太陽光関連の活動支援を要請するメールが届くと、事務局はそのまま議員に一斉転送しました。この人物は住所も肩書きも記していません。

一方で、議員が勉強会などを呼びかける場合の一斉送信は「議員の個人活動なので事務局業務として携わらない」(事務局長)として流しません。田中ら議員有志が8月5日に災害状況を聞く合同ヒアリング(学習会)を開いた時も、事務局は各議員への呼びかけ文の一斉送信を拒絶しました。

田中は10月4日、「得体もしれぬ者に便宜を図りながら、議会事務局として本来支援すべき議員の活動に手を貸さないのはおかしい」と事務局長を質し、改善を求めました。事務局長は「私の判断は間違っていない。(改善へ)対処しようがない」などと話しています。

また、田中は改選後、議会ホームページの議員紹介欄に各議員アドレスを掲載するため議員の希望を確かめるよう事務局に提案しましたが、実現していません。併せて以下を検討すべきです。

- ①外部メール転送の際は、発出元の名前(団体責任者)や住所(存在確認)をチェックする
- ②一斉メールは、議員活動にも活用する
- ③議会ホームページに、希望する議員のアドレスを掲載する

メールは、議会改革、活性化のためにも大切なツールです。よりよい活用ができるよう、事務局方針を改善させたいと考えます。皆様にご理解ご協力を訴えます。

2021年10月6日 田中伸武

益田芳子議長さま

お 願 い

2021年10月16日

田中伸武

●言葉尻に拘泥せず対話を

10月15日、田中は益田議長に対し、事務局一斉メールのあり方の是正を再度求めましたが、議長は「暴力団という言葉は使わないで」と言い出して田中の話を遮り、対話を中断させてしまいました。では何と表現すればいいのでしょうか。本当のやりとりは「暴力団」ではなく「共政会」でした。

議員間に言論統制や禁止用語があったら具体的、建設的な話し合いができません。議長におかれては、言葉尻に拘泥したりせず、実態をきちんと見据えてメール問題そのものを一緒に考えていただきたいと思います。議員への情報提供は、議会活動にとって大切な手段の一つです。

●事務局長の越権行為

また同日、[REDACTED]事務局長は災害特別委員会の開催日を内定させながら、口外しないよう正副委員長に求めました。委員会の開催権限は委員長にありますから、事務局長の口止め要請は職務権限を逸脱した干渉です。議会運営に不慣れな新人役員を戸惑わせ、その立場を尊重しない失礼な行為とも言えます。

事務局長は、5月にも田中が梶川議運委員長に会って話したことを咎め、「議題が決まった後は会わない方が」などと求めたことがあります。議員活動への干渉であり、田中は抗議しましたが、事務局長から反省の弁はありません。

●延期すべきだったか

議長ご存じのように、今回の災害特委は8月に開催するよう田中らが求め、宮本委員長もその意向だったのが、事務局長らの説得で延期されたものです。

災害特委は、昨秋発足時の提案理由に明記してあるように、町の対策本部が設置された7月の豪雨の後、早めに開催すべきでした。海田町ではすかさず開

催されたため「なぜ府中はやらないのか」の指摘もありました。

このため議員有志が8月5日の全協後に勉強会として企画しました。井上建設部長も「ちょうど説明しようと考えていた時だ。テレビ取材も来た。資料は用意する。議会事務局を通して全員に知らせてほしい」と積極的でした。

#### ●議長は議員の後押しを

そんな会合だったのに事務局長は「建設部長は僭越です」と剣幕を見せ、案内文のメール配信を拒否しました。田中には驚きの態度でした。

田中は、議長なら「事務局の動きが鈍い中で、議員が自発的に企画してくれた。すばらしい」とほめてくれるものと期待しましたが残念でした。児玉副議長(当時)からは「参加できなくてすまない」と、ことわりがありました。

#### ●改革なくして前進なし

議会の日程調整や議員間の情報交換は、議会内のコミュニケーションを円滑にさせる手段です。議長には、事務局ができるだけ協力するよう、指導をお願いします。さらに議長には、問題提起する議員、改革を工夫する議員を励ましていただきたいと思います。議員代表の仕事の一つではないでしょうか。論議を起こしてこそ改革への前進がある。議論がなければ歩みは始まりません。

田中は民主主義を大切にし、町民に分かりやすい議会となるよう力を尽くします。議会が活性化するよう、うるさがられても改革を提言します。

議長は「小さな声を聴く力」を大切にし、なおいっそう議員との対話に応じてくださいよう、よろしくお願い申し上げます。

町民のために、ともに頑張りましょう。

以上

総務文教委員会・協議会会議録（第5回）（抄）

1 招集日時 令和 3年 8月30日（月）午前9時30分

2 招集場所 府中町議会議事堂 議場  
（中略）

< 午前9時30分 委員会 開会・開議 >

定足数の確認、開会・開議宣言  
議事日程（異議なし）

1 町長報告

町 長

（中略）

2）令和3年7月から8月における防災体制及び被害状況について

7月8日からの大雨は、災害対策本部を設置し、非常態勢。土砂災害避難レベル4「避難指示」、府中大川の浸水想定区域に警戒レベル3「高齢者等避難」を発令。気象状況では土砂災害警戒情報が発表され、期間避難者は最大49名。水分峡森林公園や林道に一部被害があり、8月上旬予定の使用再開を来年4月以降に延期した。その他に職員が応急対応を行っている。7月12日以降2件は床下浸水被害が発生した。

8月8日の台風9号は、警戒態勢を取り、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令したが、幸い被害はなく、避難者は最大5名。

8月12日からの秋雨前線による大雨は、災害対策本部を設置、非常態勢。土砂災害で警戒レベル4「避難指示」発令、気象状況も土砂災害警戒情報が発表された。19日までに合計3回避難情報を発令、期間最大避難者は57名。被害状況としては、民有林土砂崩れによる山田川河川閉塞があり、現在二次災害防止のため応急対策を進めている。

8月は台風9号と秋雨前線により、513mmという非常に多くの降雨が観測された。

（以下略）

益田芳子議長さま

お願い

2021年12月13日

田中伸武

1, ていねいな議事運営を

- ・議員の発言を封じたり、強行採決をしたりしないこと
- ・議会は発言が命。議論を尽くす場。採決は最終手段
- ・全員協議会は「協議または調整を行う場」、申し合わせは多数決でなく全員一致が原則

2, 議員全員に係わる問題は全協などで説明し、一定の了解を得るように

- ・議会費の予算要求は一部の委員会だけの具体的説明では不十分（出張旅費など）
- ・議案賛否一覧（星取り表）公表は議会報編集上だけの問題ではない

3, 議会事務局がさらに議員活動の後押しをするよう指導を。

- ・一斉メールは議員の便を図るために活用を。外部取り次ぎはチェックを
- ・議員活動への過剰な介入のないよう、議員との対話は拒まないよう

4, 議長としての役割のいっそうの自覚を

- ・議員平等の原則、公平性の心がけ、嫌な議員を含めた全員の代表
- ・議員の分断をあおる振る舞いや発言、5階での選挙関連の活動には注意を
- ・町民目線の議会改革を（審議の透明化、広聴広報、一問一答、所信表明会…）

以上

益田芳子議長さま

抗議とお願い

2022 年 2 月 10 日

田中伸武



益田芳子議長は 2 月 10 日の全員協議会で、倫理条例に関する申し合わせ一部改正について論議した際、田中の反対論があるにもかかわらず、「異議なし」として簡易採決してしまいました。

田中が大きな声で「議長、異議あり」と叫んでいるのに、議員を無視する行為は乱暴です。これまでも同様の強行採決がありましたが、議長に対しては昨年 12 月 13 日、議長室で面談の上、文書をもって「ていねいな議事運営」を申し入れ、議長も「分かりました」と答えたばかりです。

議長としての議事整理権を逸脱、濫用した暴挙と言わざるを得ません。民主国家の議会の議長としてあるまじき情けない行為です。単に田中に対する嫌がらせ、ハラスメントというだけでなく、府中町議会の権威と品位を貶める行為として強く抗議します。

全会一致が原則の申し合わせは成立していません。

12 月 13 日の面談時、議長とは他の課題も話し合いましたが、いまだに返答が不十分です。

- 1、議員活動へ過剰な介入のないよう議会事務局を指導されましたか？
- 2、暴力団の要請を取り次ぐような一斉メールの方法を改めさせましたか？

また、参院選が近づきますが、選挙に関する活動は、特に庁舎 5 階では議長として不信感を抱かれないよう、節度を持って振る舞われるよう、老婆心ながら重ねて注意申し上げます。

議長として議員平等の原則、公平性を心がけていただき、さらに町民に分かりやすい活発な議論のできる開かれた府中町議会をめざし、改革を進めようではありませんか。

以上



益田芳子議長さま

お願い

2021 年 12 月 13 日

田中伸武

1, ていねいな議事運営を

- ・ 議員の発言を封じたり、強行採決をしたりしないこと
- ・ 議会は発言が命。議論を尽くす場。採決は最終手段
- ・ 全員協議会は「協議または調整を行う場」、申し合わせは多数決でなく全員一致が原則

2, 議員全員に係わる問題は全協などで説明し、一定の了解を得るように

- ・ 議会費の予算要求は一部の委員会だけの具体的説明では不十分（出張旅費など）
- ・ 議案賛否一覧（星取り表）公表は議会報編集上だけの問題ではない

3, 議会事務局がさらに議員活動の後押しをするよう指導を。

- ・ 一斉メールは議員の便を図るために活用を。外部取り次ぎはチェックを
- ・ 議員活動への過剰な介入のないよう、議員との対話は拒まないよう

4, 議長としての役割のいつそうの自覚を

- ・ 議員平等の原則、公平性の心がけ、嫌な議員を含めた全員の代表
- ・ 議員の分断をあおる振る舞いや発言、5 階での選挙関連の活動には注意を
- ・ 町民目線の議会改革を（審議の透明化、広聴広報、一問一答、所信表明会…）

以上



令和4年第1回府中町議会全員協議会

会 議 録（抄）

1. 開 会 年 月 日                    令和4年2月10日（木）

2. 招 集 の 場 所                    府中町議会議事堂 本会議場

3. 開 議 年 月 日                    令和4年2月10日（木）

（略）

○議長（益田芳子君）   （中略）

続いて第5項、申し合わせについてを議題といたします。

この案件につきましては、第4項と同様、議会運営委員会において御議論をいただき了承をいただいたものでございます。（中略）

○議長（益田芳子君）   ほかにございますか。

6番、田中議員は議会運営委員会の所属の委員でございますが、質問ございますか。

○6番（田中伸武君）   議会運営委員会の所属です、僕。

○議長（益田芳子君）   できるだけ避けていただきたいと思います。

○6番（田中伸武君）   （聴取不能）

○議長（益田芳子君）   質問されますか。

○6番（田中伸武君）   だから手を挙げてる。

○議長（益田芳子君）   6番、田中議員。

○6番（田中伸武君）   今のと、一つはハラスメントの部分ですけども、いわゆる疑問になるところはセクハラとパワハラを一緒にすると、最近よくあるいわゆるセパ両リーグの一致ということの規定はこれまあよくあることで、それによって文言の整理をしたり条項のずれを直したりする、かなり事務的なものであるという説明で議運のときもそうであったわけですけども、私は議運のときも説明しましたが、それだけではこの改正が非常に不十分であると。そもそもの取決めの成り立ちが不十分であるし、この条文のここを改正するだけだと、以前にも言ったように守らなければならない条項の中にやってはいけない条項をかけ次ぐという立法条文上の非常に不備が生じておるわけですね。条例の条文では次を遵守しなければならない行為というのを条例3条で掲げておるわけですけども、この今回の取決めは去年も指摘しておりますけども、やってはいけない行為を例示して取り次ぐということになっておりますから、これは本来なら遵守すべき行為のところに行ってはいけない行為をやらないことの遵守

というような表現にしないと、全くちぐはぐな条文構成になるわけであります。

そういう条文構成の不備があつてこれは非常に改正としては不十分でありますし、もともとこの立法趣旨が罪刑法定主義に反してきちっと例示していないとか、取り決めたのが先ほどもありましたけども、全会一致の申し合わせであるべきなのに強行採決をして、しかも反対は6人もいたというので申し合わせとしては成立していないと。つまり条文の構成にも非常にちぐはぐで不備なところが多いし、取決めの成り立ちにも非常に瑕疵があるということで、この一部改正によって今回これがまた効力をなすということとはあり得ないわけで、改正するのであればその辺の条文の語句をきちんと整理するだとか、手続をもう一回やり直すだとか申し合わせを確認するだとかいうことが必要なわけであります。

これは以前から再三注意して、町の総務課の法務チェックも受けなさいという話をしておるのをしていないと。この不備なまままた今日の申し合わせということになるのであれば、全く意味をなさないというのが私の意見であります。これは再三主張しておるわけですけども、禁止事項と遵守事項を交ぜるとか、あるいは条例なのに議員の一部しかこの申し合わせを知らないとか。倫理条例の4条は、町民が申請する場合はこの3条に基づいて申請しなさいとあるのに、3条の中身が分からないということになると、町民に対してこの条例が告知されていないと、あるいはこの取決めに全然知らされていない、ネットにも載らない例規集にも載らないということになると、条例として全く意味をなさないということになるわけであります。

以上の不備が多々ある中でこの申し合わせをしても私は意味がないと思うわけですし、できれば一番いいのはもう一回やり直してきちっとした改正をするなら改正をすると、あるいは手続もやり直すべきだと思いますが、これは議長にも再三申立てしておりますところであります。もう一度議長にお尋ねします。

○議長（益田芳子君） 今回の議題は申し合わせの一部改正についてですので、申し合わせ改正の一部改正についての質問をここでは受けております。本件の申し合わせについてはもう成立をいたしておりますので、遑っての質疑は認めませんのでよろしくお願いいたします。

そのほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ第5項、申し合わせについて、本案のとおりとしてよ

ろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) それでは、本日の付議事件を全て終了しましたので、これをもって全員協議会を終了といたします。

皆様、お疲れさまでございました。

令和4年第1回府中町議会定例会

会 議 録（第1号）（抄）

1. 開 会 年 月 日                      令和4年3月4日（金）

2. 招 集 の 場 所                      府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日                      令和4年3月4日（金）

（略）

○議長（益田芳子君） 日程第3、諸報告に入ります。

（中略）

次に、各委員会の委員長報告を行います。

総務文教委員会、木田委員長、お願いします。

（中略）

○議長（益田芳子君） 議会運営委員会、梶川委員長、お願いします。

○9番（梶川三樹夫君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をさせていただきます。

（中略）

また、この委員会には、議長から議員日程・諸報告について、諮問がありました。内容は、現在行っています諸報告に対する質問を行わないこととしたいということで、委員からも御意見がありましたが、町村議会の運営に関する基準では、質疑を行わない原則ということのほか、議員間の質問には違和感がある、諸報告では委員会で行った調査等の事実を伝えるだけでよいという意見があり、委員会の中で諸報告の場面で質問を行わないことと決定しました。

したがって、今次定例会から、諸報告に対する質問は行いませんので、議員の皆様にはよろしくお願ひしたいと思います。

以上、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（益田芳子君） 次に、監査委員報告をお願いします。力山監査委員。

（発言する者あり）

○12番（力山 彰君） 力山です。

（発言する者あり）

○議長（益田芳子君） あ、力山さん、ちょっと待ってください。

(発言する者あり)

○議長(益田芳子君) 議事進行は認めません。議会報特別委員会、二見委員長、お願いします。

○8番(二見伸吾君) おはようございます。議会報特別委員会の報告をさせていただきます。

(以下略)

「議員必携」 全国町村議会議長会〔編〕（抄・一部改編）

第2編 議会の運営 第5章 発言 一 発言

3 発言の種類

議事進行の発言とは、議事進行上の問題について、議長に対し、質疑や注意、又は希望を述べるための発言である。例えば、「議長の議事運営についてお尋ねしたい、〇〇について〇〇であるがどういうわけか」とか、「本案の審議のため、必要があるので教育委員長の出席を求められたい」というようなもので、議事進行の発言であることを述べて発言の許可を求めるものである。

この発言に対しては、議長は必要に応じて答弁をし、又はこれに応ずる適切な措置をとればよい。（以下略）

○府中町議会会議規則

第6章 発言

（発言の許可）

第43条 会議において発言しようとする者は、挙手して「議長」と呼び、自己の番号を告げ、議長の許可を得なければならない。

益田芳子議長さま

議会質疑を盛り上げよう

(抗議と申し入れ)

2022年3月4日

田中伸武

3月4日の府中町議会定例会で、長年行われてきた諸報告への質疑が取り止めとなりました。町政への理解を深め、会議録にも記す有意義な機会が失われました。決定責任は議長にあります。

益田議長は同日、別の議事進行の発言も許可しませんでした。正当な議事進行発言を内容も確かめず認めなかったのは、議事整理権の濫用と言わざるをえません。合わせて抗議します。

●なぜ唐突の議長諮問か

質疑取り止めは「時間節約の合理化」が理由とされますが、議員からも住民からも要望が出た訳ではありません。2日前、議長が唐突に議会運営委員会へ諮問し、賛否は5対3でした。議運以外の議員多数には知らされておらず、全会一致が原則の申し合わせも成立していません。

本会議で委員長が「決定しました。よろしくお願いします」と報告したものの、委員長に議事整理権はありません。今回の措置は、諮問した議長が責任を負うことになります。予省して質問を準備していた議員を含め、失望が起きています。

●実績を重ねてきた質疑

確かに諸報告の質疑は、他市町で実施していない議会も少なくありません。しかしわが府中町議会では毎回のように何人かが行って、各委員会の審査状況や監査委員の活動内容、広域行政組合の実情が、より明らかになっています。こうした実績の「合理化」は議会活動の後退です。

議会における議長の任務は、質問する議員に対し「よく発言した。さらに頑張れ」と励ますことではありませんか。発言抑圧はあべこべです。議会は「言論の府」です。

●説明責任果たし議事を

また、同日、議会運営委員長の報告後に田中が挙手し「議事進行」と申し立てたのに対し、議長は「議事進行は認めません」と拒絶しました。ちょうど議運委員長が降壇し、監査委員が誤って登壇したり引っ込んだりした時でした。議長は議事進行の内容を確かめなかった。

休憩中、田中が議長に「なぜ発言をさせないのか」を尋ねたものの、横から事務局長が「議長権



限です」「議長権限です」と繰り返し、議長からも根拠・理由の説明はありませんでした。説明できない議事整理権の行使は権限の濫用です。発言させて、もし内容に問題があれば中止させればよいだけのこと。ハナから発言を封じる行為は横暴なパワハラです。傍聴者も呆れていました。

#### ●議論の活発化めざそう

益田議長におかれましては、議員の質問機会を減らす議事整理を改め、質疑による活発な議会活動を保障し、さらなる活発化に努めるよう求めます。意に沿わぬ発言の議員がいても、それを含めた議会の代表が議長です。議事進行も説明責任が果たせるよう、丁寧に進めるよう求めます。

活発な議論で議会を盛り上げようではありませんか。

私たちが心すべき民主主義の名言です。

「私は貴方の意見に反対だ。しかし貴方がその意見を主張する権利は命をかけても守る」

以上

R.S.

議会でお渡しすべきと。遅くなり、土日の休みに  
入るため、ご自宅に届けさせていたがきまり。  
よろしくお願ひします。

## 政務活動費の支給方法について

### 今後の予定

○ 令和4年6月定例会前の議会運営委員会において了承

⇒ 町長へ議案提出を依頼

○ 議員全員への説明

(1) 全員協議会

(2) 9月定例会前の常任委員会、協議会事項として提出

のいずれか

○ 9月定例会に議案提出

○府中町議会町政調査研究グループに対する政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月28日条例第10号

附 則 **執行部側提出 第15号議案**

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月15日条例第18号）**執行部側提出 第45号議案**

この条例は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年3月27日条例第6号）**執行部側提出 第12号議案**

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年8月27日条例第19号）**執行部側提出 報告第15号（専決処分）**

この条例は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成24年12月28日条例第38号）**執行部側提出 第67号議案**

（施行期日）

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の府中町議会町政調査研究グループに対する政務調査費の交付に関する条例の規定により交付又は支出された政務調査費については、改正後の府中町議会町政調査研究グループに対する政務調査費の交付に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年9月12日条例第20号）**執行部側提出 第39号議案**

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の府中町議会町政調査研究グループに対する政務活動費の交付に関する条例の規定により交付又は支出された政務活動費については、改正後の府中町議会町政調査研究グループに対する政務活動費の交付に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

府中町議会議長 益田芳子様

議長選挙にあたり所信表明会を開くことについて

このことについて、別紙のとおり、法令、会議規則に基づき、所定の賛成者とともに、議決を求める議案を提出します。

令和4年9月27日

田中伸武

議長選挙前に本会議を休憩し、所信表明会を開くよう求める議案

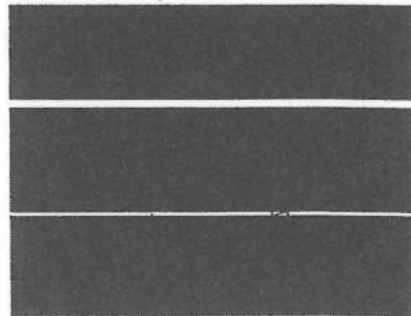
地方自治法第112条に基づき、上記の議案を提出する。

令和4年9月20日

提案者

田中伸武

賛同者



提案理由

これまでの慣例では、事前の話し合いによって議長とする方を決め、選挙で決着しています。これでは議長を志す方がどんな理念や所信、議会運営の方針などをお持ちなのが不透明で、町民に対しても開かれた選出とはいえない状態です。

そこで、広島市など多くの議会で実施されている所信表明会の開催を提案します。本会議での選挙の前に休憩をとり、議長を志す方にスピーチいただく場を設けるものです。

今こそ改革を実施する好機と考えます。

## 議会運営委員会における審査概要(田中委員関係分)

### ○ 令和2年11月12日

「会議録作成用録音の聴取について」(※ 議長の諮問事項)

従来どおり議会報特別委員会委員に限り、録音を聞くことができる、と答申。

※ 「インターネット配信による議会中継の実施の検討」(二見副委員長以下4名の連署による事務調査申出(11月6日付け))について、継続審査と決定。

### ○ 同年12月9日

「正副議長選の所信表明の開催」(調査申出(令和2年12月7日))

調査申出書に、所信表明の開催の外に議長任期の申し合わせを「合わせて論議すべき」と記されており、議論が困難なので論点を整理して再度調査申出を提出するよう委員会で決定。

### ○ 令和3年1月21日

「正副議長選の所信表明の開催」(調査申出(12月10日再提出))

委員会で採決を行い、否決。

### ○ 同年3月3日

「会議のインターネット配信」(調査申出(令和2年12月7日))

昨年11月12日記事に既出の、別の委員から提出され継続審査となっていたものと類似。先に審査を始めていた調査申出と一緒に審査することを確認。

### ○ 同年4月2日

「会議録音データの開示」(調査申出(令和2年12月7日))

委員会で採決の結果、従来どおり議会報特別委員会委員に限り、録音を聞くことができる、と結論。昨年11月12日の議長への答申と同じ。

### ○ 同年5月31日

「質疑、討論、採決のあり方について」(調査申出(令和3年3月25日))

同年2月19日の全員協議会で行われた採決が、地方自治法や会議規則に違反した可能性が強いとの申立て。委員会で採決の結果、地方自治法または会議規則に反する議会運営はなかった、と結論。

### ○ 同年6月23日

「別室傍聴など不親切対応の是正」(調査申出(令和2年12月7日))

委員会で採決を行い、委員会の傍聴を別室で行うことは妥当と結論。

### ○ 同年9月8日

「住民に対する議会開催の告知方法などの改善」(調査申出(令和2年12月7日))

調査申出の内容が不明確なこと、委員会当日に田中委員が提出した資料も何があったのか外の委員に伝わらず、委員長から具体的な調査申出を出し直して欲しいと指示。なお、訂正はされなかった。

○ 同年11月9日

「一般質問の在り方」(調査申出(令和2年12月7日)) ※1

「議員活動における資料要求の実費徴収について」(調査申出(同日)) ※2

※1. 委員会で採決し、否決。

※2. 委員会で資料要求にかかる実費徴収の申し合わせは廃止と結論し、次の全員協議会で廃止を諮ることとする。(同年12月9日全員協議会において廃止決定)

○ 同年12月15日

「デジタル機器の活用」(調査申出(令和2年12月7日))

調査申出の内容が不明確なため、委員長から調査内容を絞って調査申出を出し直して欲しいと指示。なお、再提出されなかった。また、議場へのスマートフォンの持ち込みについての議論が並行する形で行われた。

○ 令和4年2月4日

「事務調査申出書など議員提出書類の作成様式」(調査申出(令和2年12月7日))

何が申し出られているのか不明のため、事務局も資料を作ることができなかった。審議の途中で田中議員本人から「議運でやるべきことではない」と発言があり、本人の申し出ということもあり途中終了。

○ 令和4年3月2日

「町補助団体の長への議員の就任問題」(調査申出(令和2年12月7日))

委員会で採決し、否決。

○ 令和4年6月22日

「人事案件の議会提出について」(調査申出(令和3年3月25日))

人事案件(議案)の議会提出について調査研究を行うことについて委員会で採決し、賛成少数。現行の取扱いはや当と結論。

○ 令和4年9月7日

「委員会の本会議場用について」(調査申出(令和3年6月24日))

委員会で採決し、賛成少数。現行の取扱いはや当と結論。



令和4年第3回府中町議会定例会

会議録(第4号)(抄)

1. 開 会 年 月 日                    令和4年9月9日(金)
  2. 招 集 の 場 所                    府中町議会議事堂
  3. 開 議 年 月 日                    令和4年9月21日(水)
- (略)

○副議長(西山 優君) お諮りします。

益田議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(西山 優君) 御異議なしと認めます。

よって、益田議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ここで益田議員の除斥を解きます。

(15番益田議員 着席)

~~~~~○~~~~~

○副議長(西山 優君) 以上で、日程第4、議長の辞職許可についてを終わります。

お手元に配布しておりますが、田中議員から議長選挙前に本会議を休憩し、所信表明会を開くよう求める議案として文書で動議が提出されています。この動議は一人以上の賛成者がありますので成立します。

提出者は内容の説明をされますか。

6番田中議員。

○6番(田中伸武君) 議長選挙前に本会議を休憩し所信表明会を開くよう求める議案を提案し、その提案理由と趣旨を説明いたします。

文字どおりこのタイトルで述べておりますように、今から議長選挙が予定されているわけですが、その前に本会議を休憩した中で、次の議長に意向をもっておられる方の所信を表明する、そういう任意の会を開こうと、そういう提案であります。提案理由。

これまでの慣例では、幾人かがそれぞれ事前の話し合いによって議長とする方を決め、本会議の選挙で決着するという形を取っています。これでは、議長を志す方がどんな理念や所信・議会運営の方針などをお持ちなのかが不透明で、町民に対しても開

かれた選出とはいえない状態であります。

そこで、広島市など多くの議会で実施されている所信表明会の開催を提案いたします。本会議の選挙の前に休憩を取り、議長を志す方にスピーチをいただく場を設けるものであります。以前にも提案をさせていただいてはいますけれども、今こそこの改革を実施する好機と考えております。

その目的でありますけれども、そもそも議長職というのは議会の代表、執行部との交渉や対外的な挨拶、あるいは意思表示など大きな役割を担うものであります。議員自体は住民の代表ですけども、その代表の代表であると。ですから、町民代表という性格もある公的にも非常に重要なポストであります。

その議長がどんな議会運営に臨もうとしているのか、あるいは議会をどう改革・どう発展させていこうとしておるのか。開かれた場でしっかりと所信を述べるということは、町民に対してあるいは議員の代表として当然の責務だといえるわけであります。私たち議員も、議長を選ぶ際にそういうスピーチを選択・根拠の理由の一つとして考えたいと思っているわけであります。

ほかの自治体の動向ですけれども、既に全国の多くの地方議会ではいろんな形のこうした所信表明会が実施されております。県内の23市町では、約3分の2に当たる15市町で実施されています。

先日、広島県町議会議長会の研修会があつて、岐阜県の犬山市のピアンキさんという議員が講演されましたけども、その方は市民スピーチ会とかあるいは議員討論会などいろんな議会改革をしていることを紹介して、これは議会改革の第二段階を今進んでいるんだと我々に研修・講演されたわけです。府中はそのまだ第一段階の所信表明会すら始まっていない。広島県でいうと、そのまだ3分の1の遅れとるほうに入っているところであります。町民への説明責任、府中はどうなっとん。私はこの多くの進んでいる市町の実施を見習う、そういうときだと考えます。

それから、本来ならこうした提案は議運、議会運営委員会に諮って議論し、話を進めるべきことであります。実際に2年前にも、1年半前ですけども提案して、そのときは否決されたわけでありますけれども、そのときの議運では3対4、1票差の否決だったわけであります。ただ2年後、つまり今回もう一回ちゃんと議論しようやと、そのときにまた考えればいいじゃないかという意見もあつたわけありますから、実際に皆さんの意見がどうかということを議論する場がやはりいるわけです。それなの

に、議運ではこの9月に改めて提案したわけでありますけれども、梶川委員長は前と同じメンバーだし一遍否決されとるから私の判断で議題にしないということで、今月初めの議運では議論の遡上にも上らなかったわけであります。

私は、これは大変な遺憾なことであり不当なことだと抗議したわけでありますけれども、一事不再議の原則にも反しない、一年半たって改めてこうやって議論をするのは当然のことだろうと思います。どうせ否決されるんだからというんなら、ちゃんと議論した上で否決すればいいだけの話で、可決なり否決すればいいわけで、議論しないということは、やはり議会の民主主義にとって非常に残念なことであったと思います。そういうこともあって、やむなく議運での論議ができずに、今回、本会議にこうして提案して至ったわけであります。

皆さん、町民に開かれた議会というのは何なのかと。ほんで議長選というのは、一体町民にとって何なのかと。そういうところをきちっと考えていただきたいと。この所信表明会はその第一歩だと思いますので、ぜひ考えていただきたいと思います。

以上が提案の理由であり、趣旨であります。よろしくお願いいたします。

○副議長（西山 優君） 議長選挙前に本会議を休憩し、所信表明会を開くよう求める議決の動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることについて採決します。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○副議長（西山 優君） 賛成少数でございます。

よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることは否決されました。

6 番田中議員。

○6 番（田中伸武君） 議事進行ですけども、議題とするかどうかを採決するということは、議長にはできないはずであります。

先ほども言ったように、案を備え所定の賛成者を得ている議案ですから、これは議長として義務的に議題としなければならない、先ほども事前の打ち合わせで議長と話をしたところでありますけれども、昭和27年の自治庁の当時は自治庁だったのかな、行政課長の行政実務ですけども、案を備え賛成者の署名がある議案が提出された以上、

議会としては原則として可決か否決かの二途、そちらの二途よりほかのないものと解する。つまり、提案された議案をこれを議題にするかどうかということは、諮る前にきちっと諮るべきじゃなくて、きちっと議題としてその上で賛否を問う、そうしなければならない。これは、自治法の大原則なわけであります。

それから、これは議員必携にも載っておるわけでありますけれども、391ページのいわゆる標準運営規則ですね。地方議会の標準運営規則、26番。事件の撤回を求める動議、審議不要の動議等、法令に反する動議は議長はこれを取り上げることはできない。つまり、議案が出た以上これを取り上げるかどうかを諮ったり、取り上げないというそういうことを諮ることは議長にはできない。つまり何度も言いますけれども、議案として正式に出たものはきちっと質疑・討論をかけて採決をすると、議題に挙げなければならないわけでありますから、それを議長がこうやって皆さん議案に取り上げないことがことにしましょうか、どうしようかという採決は、自治法の理念からしても会議規則、これ標準運営規則ですけども、府中町にはこのくだりは書いてないわけでありますけれども、できないわけであります。

今の議長席に着いておられる副議長の議事運営は全く違法なものであり、私は採決を問うということは間違いだと思っておりますので、直ちにきちっと議題に上げて質疑・討論すべきだと進行動議として発言いたします。

○副議長（西山 優君） 議題にするかどうか、採決により日程に入れられるかどうかで決まります。

ただいま議長が欠員となりましたので、議長選出のため、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○副議長（西山 優君） 異議がございましたので、これより挙手採決を行います。

ただいまの出席議員18名で、採決に加わる者17名でございます。

お諮りします。

議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題に供したいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○副議長（西山 優君） 賛成多数でございます。（以下略）

第53章 議会事務局 3. 議事事務

議員 議会事務局員が議会運営で積極的に意見を述べる時は—

助言者 議会は議員で構成されますので、発言は議員が行い、答弁はおもに執行機関が行います。議会事務局職員は議長、委員長、議員を支えている立場にいますので助言するだけです。この助言も議長、委員長、議員の地位や発言権を制約しない範囲で控えめに行うものです。しかしながら議会の運営が法令に反するとき、先例や議会運営委員会決定に反するときは、積極的に議長、委員長、議員に助言する必要があります。法令に反するときは明快に違法性の理由を述べ、また先例や議会運営委員会決定違反のときは議会運営委員会で協議しなければならないことを積極的に助言します。この時期を失しますと、議事が進行し、後戻りすることの協議に長時間要することになります。事務局は議会の大勢に押され違法性に目をつぶるのではなく、議会が適法性の中で、または妥当性の中で運営されるよう積極的に助言する義務があります。

議員 議員への助言はどうあるべきか。

助言者 事務局は議会や議員を補助する立場にありますので、十分助言すべきです。議員の意見とは異なる助言をするときは、勇気がいるものです。議員の言動が違法ではないが適当ではない場合に助言することは、同意や了承を得られないことを予想し気乗りがしないものです。この意味で事務局職員には一般に言われるような言論の自由が保障されていません。しかし、議会全体、議員全体のマイナス評価につながるような問題であるときは、勇気をもって助言すべきです。助言しなかったために、適当でないことが堂々と通用するだけでなく、事務局の後輩職員にもツケを残すことになるからです。事務局は議会の補助機関ですが、常々議会全体、議員全体に対する評価、批判、地位向上、また事務局への影響を考慮して言動すべきです。一時的には特定の議員との関係が悪くなっても、このような使命を意識するならば、イエス・マンになったり、いいかげんな妥協はできないはずです。話せば分かるのが議員であることを前提として、根気よく説明し了解を求めるならば助言の意図を理解してもらえるはずです。

